

総務省では、平成23年8月13日から同年9月12日にかけて、「周波数オークション導入に関する中間論点整理」に対する意見募集を実施しました。この結果、119件の意見提出がありました(提案者は以下のとおり)。御提出いただいた御意見につきましては、年内の取りまとめに向けて参考とさせていただきます。

提案者一覧

(五十音順) ※分類は事務局において便宜上設けたもの。

●通信事業者(12件)

イー・アクセス(株)、(株)ウィルコム、(株)NTTドコモ、(株)ケイ・オプティコム、(株)日本デジコム、KDDI(株)、スカパーJSAT(株)(放送事業者にも該当)、ソフトバンクグループ(ソフトバンクモバイル(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクBB(株))、西日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、UQコミュニケーションズ(株)、Wireless City Planning(株)

●放送事業者等(16件)

朝日放送(株)、(株)秋田放送、(株)熊本県民テレビ、(株)TBSテレビ、(株)テレビ大分、(株)テレビ東京、(株)テレビ新潟放送網、(株)長崎国際テレビ、(株)福岡放送、札幌テレビ放送(株)、(社)日本民間放送連盟、西日本放送(株)、日本テレビ放送網(株)、日本放送協会、山形放送(株)、讀賣テレビ放送(株)

●メーカー(1件)

(社)情報通信ネットワーク産業協会

●その他(4件)

(株)Big Picture International等

●個人(86件)

工藤ますみ氏、小森谷和信氏、多田光宏氏、中村稔氏、山田肇氏(東洋大学経済学部)等

提出意見一覧

番号	提案者	「中間論点整理」※		意見
		項目	段落 (「中間論点整理」中、○で表示箇所)	
法人				
1	朝日放送(株)	Ⅱ-2	4	<p>放送を周波数オークション制度の対象に含めないことには賛成である。</p> <p>地上テレビ放送事業者は、中間論点整理に示されているように豊かな国民生活、活力ある社会、地域の文化の維持発展等に寄与するとともに、それだけにとどまらず国民の生命や財産を守るために番組を編成し報道活動を行い、また可能な限りの中継局の設置を行っている。これらの活動は、採算を度外視して行われるものもあり、入札額の多寡で電波の有効利用を判断する周波数オークション制度とはそぐわない。</p> <p>また、中間論点整理にある通り放送は社会的効用が大きいため、安定的に継続されることが望ましい。周波数オークションによって落札額が流動的になれば、デジタル化のために多大な設備投資を行っている地上テレビ放送事業者の経営が不安定になりかねず、電波を有効に利用することができなくなることに通じるため、放送用の周波数は、この制度の対象範囲に含めるべきではない。</p> <p>また、報道番組用途や番組伝送に使用する周波数についても、放送と一体のものとして使用している周波数であるため、放送と同様に制度の対象外とすべきである。</p> <p>米国、英国の事例については、オークション制度導入による今後の長期的な影響を検証すべきであり、オークションによって本当に電波の有効利用がなされたのか、初期の落札額の高騰以外に問題はなかったのか等、オークションを実施していない国の事例とも比較し、また、国情の違いにも配慮した上で慎重に検討すべきである。</p>
		Ⅱ-5	1②、1③	<p>中間論点整理で示されているとおり、オークション制度の目的は、電波の有効利用による国民の利益の増進にある。国民の生活を支える社会インフラである電波利用環境の向上に配慮した上で、オークション収入の使用方法が検討されるべきである。</p>

2	イー・アクセス(株)	II-1	<p>中間報告における論点整理の意見募集の機会をいただいたことに感謝するとともに、本意見募集の機会に改めて新興事業者としてオークション検討への意見を述べたい。</p> <p>当社としては、既に懇談会の場で表明しているとおり、現在のモバイル市場の状況を考慮した場合、周波数オークションが、①新規参入が困難となり競争が進まない、②保有周波数の偏りが事業者間競争の格差を拡大、③災害対応も含めたインフラ設備投資余力の減少、といったようなモバイル市場の競争促進を阻む制度にならないかを非常に懸念している。従って、周波数オークションに関する懇談会(以下、オークション懇談会)ではぜひ現在のモバイル市場の競争環境を踏まえてオークションの可否を検証いただきたいと考える。</p> <p>また、現行の周波数割当における審査方式、新規参入の実績も踏まえ比較検証ならびに現行制度の修正も視野に入れ、オークション制度の導入目的は議論いただきたいと考える。</p> <p>ア 公正競争の確保の観点の目的への追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の再意見募集で述べたとおり、公正な競争の確保は、市場の寡占化が進みやすい通信市場においては、制度設計で第11に考慮すべき要素であると考えている。総務省殿が平成23年9月7日に公表した「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」においても、移動体通信分野は「市場支配力に関しては、このような寡占的な市場構造の下、NTTドコモは市場支配力を行使し得る地位にあり、また、上位3社のシェアについても94.5%と極めて高い水準にあり、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にある。」とされており、公正競争の確保を目的の一つとし、新規参入・競争の促進、ひいては、イノベーションの推進、国際競争力の強化」にはつながらないものとする。すでに制度設計・運用上の課題において大きく取り上げられてはいるが、目的においても挙げていただきたいと考える。 <p>イ オークション制度導入の主目的について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の有効利用の推進、免許手続の透明性及び迅速性の確保が主目的として位置づけられているが、現状の開設計画認定手続より電波の有効利用の促進がなされるのか、迅速性は保たれるのか、むしろ応募者への情報の提供・整理に時間がかかり、かえって現在急速に増大しているモバイルブロードバンドへの対応が遅れるといったことにならないかを検証いただきたい。 ・また、オークション制度導入の主目的については、一部の無線システムに限定しない電波制度全体の議論とすべきである。これにより、後述の対象範囲についても、制限を設けずに電波制度全体の観点から議論すべきである。 <p>ウ 国の財政収入の増加に資するとの想定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電波利用料制度との関係にもよるが、一般的に国の財政収入の増加に資すると想定される」との整理になっているが、単純に現在の電波利用料をそのままに国庫へのオークション収入ということは、事業者の利益を削ることになるとしても、結局のところ利用者への事実上の増税となることは明らかである。その視点はぜひ考慮いただきたい。 <p>エ 新規参入・競争促進、イノベーションの推進等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規参入・競争促進が期待できるとあるが、従前の比較審査での認定では設備投資及び電波利用料等のコスト負担であったのに加え、オークションでの支払金が必要となることであり、支払方法にも依るものの、一般的にはより大きな金額の資金調達が必要と考えられるため、新規参入への参入障壁が大きくなる方向及び大手事業者の寡占を促進する方向になる懸念がある。前述したとおり、目的の一つとして挙げ、むしろ制度設計の中で担保することを明記すべきである。 ・新規参入及び競争促進が期待できないところにイノベーションの推進や国際競争力の強化といった期待も難しいのではないかと考える。
		II-2	<ul style="list-style-type: none"> ・オークションが成り立ちうる範囲として、排他的に周波数帯の利用権を獲得することを前提とし、競争的な申請が見込まれるものというのは妥当であると考えているが、放送や人工衛星無線局に関しては、記載されているような予断を持たずに検討を行うべきである。
		II-3-1	<ul style="list-style-type: none"> ・免許人の権利の法的な位置づけを確定させた後に、オークションに際して価格をつける対象である電波の内容を明らかにする必要があると考える。例えば、無線局の種類別、無線局の目的、電波の型式、周波数、空中線電力その他、電波の内容として確定すべき要素は何か、それらは確定可能か等について現行制度以上に明確化が必要と考える。
		II-3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・オークションの法的地位と免許の有効期限は統一的に設定することに賛成する。 ・有効期間について、落札者による投資回収期間を踏まえ、十分長い期間の設定を必要があるものとする。 ・その一方で、免許の有効期間を長期化することにより、周波数の柔軟な配置への支障とならない仕組みづくりも合わせて議論していただきたい。
		II-3-3	<ul style="list-style-type: none"> ・再免許の際のオークションを導入するとの議論になる場合は、既存免許人が再免許時まで投下した資本に対する補填方法や既存割当周波数を使用してサービスを受けている消費者保護等の既存免許人から新免許人への移行の問題を確実に議論していただきたい。
		II-4	<ul style="list-style-type: none"> ・払込金は資産性があるとの整理については妥当と考える。
		II-5	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な考え方はあるが、オークション収入は利用者への賦課金であるという視点からの検討は必要であると考えている。制度の目的を踏まえ、海外の事例をよく検討していただきたい。
		II-6	<ul style="list-style-type: none"> ・オークションを導入する場合は、現行の電波利用料の見直しは必須であるとする。海外事例も踏まえ、検討していただきたい。なお、当社は、電波利用料そのものも共益費用の効率化による圧縮も含め、縮小すべきと考えており、オークション対象外の周波数・無線局についても減額の方向で見直すべきと考える。
		II-8-1	<ul style="list-style-type: none"> ・高騰防止の対策、特に、資金力に劣る新規・新興事業者への配慮を入れた制度設計は必須であるとする。海外事例のより詳細な研究を行っていただきたい。
		II-8-2	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数の数量制限(クォータ)、新規・中小事業者のみが入札できる枠といった公正競争を担保する制度は導入するべきである。
		II-8-3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通課題 ① オークション参加資格 <ul style="list-style-type: none"> ・投機的な入札を防ぐためにも、技術的能力及び財務的基礎等、電波を有効に利用するために必要な要件は参加資格として課すべきであるとする。 ② 上限落札価格・最低落札価格の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・最低落札価格の設定はそもそも国が電波の価値をどのように判定するかという問題があるものとする。参加者が全員価値に見合わない入札自体が不成立のため、再度入札を行えばよいという考え方もあるが、複数回行う場合の機会損失も考慮すべきである。従って、制度の目的にもよるものの、最低落札価格の設定も不要ではないかと考える。 ・最低落札価格を設定すべきとなる場合には、海外の事例の十分な分析をもとに、透明性、合理性のある設定手続を議論、提言していただきたい。 ④ 入札内容 <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が参加資格の要件を満たしている書類は別途提出すべきと考える。 ⑤ 払込金の納付方法 <ul style="list-style-type: none"> ・落札事業者の事業運営に支障とならない納付方法を検証すべきと考える。新規参入や中小事業者を考慮して、分割払いに限らず、経時的な入札額の設定を可能とすることも検討すべきである。 ○ 広範囲の地域でサービスを提供する無線システムの場合 ② ネットワークの他事業者への開放の義務づけ ・公正競争の確保を踏まえると、オークションで割当を得た事業者のそれ以外の事業者(MNOを含む)への開放義務づけは必要であるとする。
		III	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の整理に時間を要することを考慮すると、第4世代携帯電話(3.4GHz~3.6GHz)をモデルケースに検討を行うことに賛成する。

3	(株)秋田放送	II-2	4	<p>防災無線がオークションになじまないと同様、放送の公共的性格を考えると、オークション制度はなじまないと考えられます。放送機器は、放送の安全・信頼性に関する技術基準に従って整備されており、そのことは放送の公共的性格を端的に示しております。非常災害時に放送局、及び放送局ネットワークが、柔軟に災害情報伝達を行っていることは、今般の東日本大震災でも明らかで、今後とも継続的にこの使命を果たしていくことが求められております。従って放送を対象としたオークション制度の検討については反対いたします。</p> <p>なお、STL、FPUなど、放送事業用無線についても、放送事業と一体のものであるため、オークション検討対象からの除外を要望します。</p>
		II-3-(3)	2	放送事業には強い公共性があり、放送事業の継続性は公共的使命のためには必要不可欠であります。放送局再免許の際のオークションについては、検討の余地は無いものと考えます。
4	(株)ウィルコム	II-2	3.4	放送については、確かに社会的影響力を有する情報発信手段ですが、携帯電話(スマートフォンを含む)やインターネットについても、放送と同様、国民生活や地域の文化の維持発展のために寄与していると言えます。たとえば、SNSやTwitter等は今や情報発信には重要な役割を果たしており、特に台風、地震等の災害時には安否確認などの情報伝達で大きく貢献しました。また、今後、更に通信と放送の融合が進むことや、既に米国等において一部の放送についてもオークションの対象としていることを考えると、放送を特別扱いする必要はないと考えます。
5	(株)NTTドコモ	II-3-(2)	3	・原案で示されているように、有効期間が短いと、先行した設備投資の回収が困難になる可能性が高く、ひいては、国民の重要なライフラインの1つである通信サービスの安定的な提供に影響を与えることが危惧されます。有効期間については、上記の懸念を回避できるよう適切な期間となるようご議論いただきたい。
		II-3-(3)	1.2	・再免許時にオークションを実施すると、事業者は、これまで提供していたサービスを中断せざるを得ない状況が発生する可能性があると考えられます。また、複数の周波数帯域がオークションにかけられる場合は、事業を継続するための周波数帯域を変更せざるを得ない場合も考えられます。これらの場合、利用者の立場からは、突然サービスが停止され、利用できなくなることや、端末設備の変更を余儀なくされることなどが想定されます。このような観点から、再免許の際のオークション実施は行うべきではないと考えます。
		II-8-(3)	1	<p>・オークション実施方法の詳細は、対象周波数、想定される無線システム等々により個別に定めるべきと考えます。その際、以下の点について、考慮をすることが必要だと考えます。</p> <p><事前情報の共有> 周波数帯域の経済的価値は、当該帯域の伝搬特性、隣接帯域の業務との関係性、周波数帯域のグローバル性など、オークション時の個別の条件によって変動すると考えられるため、落札希望者への事前の公平な情報共有が必要不可欠です。事前の情報共有の仕方、内容、期間などの検討が必要と考えます。</p> <p><対象システムについて> ICT分野は技術進化のスピードが極めて速いため、有効期間中に、より周波数利用効率の高いシステム・技術が新規開発・実用化される可能性が高いと考えられます。周波数の有効利用を促進するためには、運用者は積極的に新たな技術、システムに置き換えていく必要があるため、オークション時の対象システム範囲の決め方や、隣接業務への影響を踏まえたうえで、技術の将来拡張の仕方についての検討もしておく必要があると考えます。</p> <p><想定していない干渉問題への対処について> 例えば、第4世代携帯電話システムへの割り当て周波数として、3~4GHz帯が想定されておりますが、これらの帯域については、現在、固定衛星システムなどの既存免許人やサービス利用者が存在します。既存免許人が存在する帯域を周波数オークションの対象とする場合、事前に、既存業務との干渉回避のための検討が充分に行われるものと想定されますが、オークション実施後に、事前に想定していない干渉問題(国内干渉問題のほか、近隣諸国との干渉問題も)が発生する可能性もあるため、事前に、国としてどのような対策を講じるのかについても検討しておく必要があると考えます。</p>
			3①	・エリア、人口カバー率などの条件が課される場合であっても、その条件は、一律ではなく、対象周波数、隣接帯域の業務との関係性、想定される無線システム等々により個別に条件を定めるべきと考えます。
3②	<p>・本中間論点整理においても示されているとおり、周波数オークション制度の導入目的は、電波の有効利用(公平で効率的な利用)の推進、及びそれによるユーザ利便性向上が主軸であるべきと考えており、その導入目的に沿った制度設計とすべきと考えます。</p> <p>・現在、移動体通信分野においては、MVNOを厳格な相互接続義務の対象とするとともに、プラットフォーム機能の開放についても「アンバンドルすることが望ましい機能」、「注視すべき機能」に係る制度整理が図られており、世界にも例を見ないほどネットワークの開放が進展している状況と認識しております。</p> <p>・また、周波数オークション制度の導入により、事業者は、電波利用に対する適正な対価を負担することから、公共の利益に反しない限りにおいて、原則として、落札事業者が自由に周波数を利活用し、創意工夫を発揮できる環境を整備することが望ましいと考えます。</p> <p>加えて、その観点からは、これまで電波の有限希少性に着目して携帯事業者に課せられてきた、MVNOへの厳格な接続義務等の規制については、周波数オークション制度の導入と併せて緩和するのが基本的な方向性と考えます。</p> <p>・そのような中、「現行制度以上に開放を促進する措置をオークションの条件に付す」ことは、事業者の周波数オークションへの参加意欲や設備投資インセンティブの阻害につながるなど、電波の有効利用の実現に弊害をもたらす懸念があるばかりでなく、オークション落札価格にも多大な影響を及ぼす可能性があることから、その必要性はないものと考えます。</p> <p>・以上の基本的考え方に基づく、規制の在り方に係る当社の考えは下記の通りです。</p> <p>・ネットワークの開放は、MNO向けとMVNO向けが考えられますが、前者(MNOへのNW開放)は、ローミングと位置付けられるものであり、2009年10月に接続ルール答申において「電波の割当を受けた事業者は自らNW構築を行うことが原則」との観点から、ローミングを義務付けるべきではないとの整理がなされていると理解しております。</p> <p>・後者(MVNOへのNW開放)については、前述のとおり、既に海外と比較して突出した規制状況となっていることから、当社としては、相互接続の範囲の見直しや接続義務の柔軟化など、諸外国との規制格差の解消が必要であると考えているところです。</p> <p>この場合であっても、卸役務提供にあたっての公平な取り扱いが業務改善命令の要件で担保されており、あえて周波数オークションの制度設計において、ネットワークの他事業者への開放義務付けを行う必要性はないと考えます。</p>			
6	(株)熊本県民テレビ	II-2	4	「放送」は、今般の東日本大震災のような非常災害時に、国民に重要な情報を伝達するという公共的な役割を担っています。広く国民に放送番組を安全・確実に送り届けるために、多くの送信所・中継局を国の政策・指導にもとづいて配備しています。このため、放送局の免許は、厳格に審査され、与えられるべきものだと考えています。また、番組を制作し、正確に国民に届けるためには、FPUや連絡無線などの「放送事業用無線局」についても、必要不可欠な無線局と考えています。よって、「放送」及び「放送事業用無線局」は、周波数オークションにより入札金額の多寡で事業者を選定するものではないと考え、周波数オークションの対象から除いて頂きたい。
		II-3-(2)	2	諸外国においても現時点では再免許時のオークションは実施されていないことから、「放送」及び「放送事業用無線局」については、周波数オークションの対象から除いて頂きたい。
		II-6	3	電波利用料制度は、現在有効に機能している制度だと思います。よって、オークションの払込金の使途等の在り方については、電波利用料制度の枠組みを変更することが無いように、十分議論を尽くして、進めて頂きたい。

7	(株)ケイ・オプティコム	II-1	1	固定通信事業にかかる設備競争は、事業者の努力で実現が可能です。有線少周波数を利用するモバイル事業では、周波数の割り当てを受けない限り、後発事業者は参入できません。モバイル事業の活性化を実現するためにも、新規参入を促進し、国民共有財産である周波数の有効利用を図る施策の検討を強く希望いたします。
		II-6		新規にオークションで周波数割当を受けた免許人は、電波利用共益事務費用に加えてオークション払込金を余分に納める義務を負うことになり、既に周波数割当を受けている免許人との間に、著しい不公平が生じます。余分に生じたコストをサービス利用料に転嫁しようとしても、先行事業者のサービス利用料との関係上、限度があり、結果的にモバイル事業への参入インセンティブが失われます。オークションで新規に周波数割当を受ける事業者と、既に周波数割当を受けている事業者との間のイコールフットイングを担保し、モバイル事業に参入するインセンティブが働くような制度設計が必要と考えます。
		II-8-(1)	1	東日本大震災発生時の緊急連絡手段として利用されたように、モバイルサービスは既に国民生活に不可欠なインフラとして普及しています。周波数オークション落札額の高騰は、モバイルサービス利用料の高騰に繋がり、結果として国民負担が大きくなるため、その防止策を設けることは非常に重要です。また、落札額の高騰が落札事業者のその後の経営を圧迫する可能性や、悪意を持った事業者が他の事業者の参入を妨害するために落札する可能性も考えられます。いずれの場合も、その後の設備投資が進展せず、周波数が死蔵されることに繋がり、結果的に国民に不利益が生じることとなります。そこで、オークション実施にあたり、落札額が際限なく高騰することを防ぐ目的として、例えば、落札事業者に対して、事前に定めた接続料でMVNOへ開放することを義務付ける施策等の導入が考えられます。また、周波数の死蔵を防ぐ目的として、落札後一定期間内に適切なサービスを提供しない場合、国が免許を取り上げられるようなルールを導入することも重要と考えます。これらの施策は、結果的にモバイル市場への参入事業者を増やし、サービス競争の活性化にも寄与するため、非常に有意義であると考えます。
		II-8-(3)	3②	2. 5GHz帯の周波数の割当にあたり、MVNOへの開放促進を認定基準として設けた事例は、有線少周波数を利用する上で、非常に効果的であったと考えます。当該周波数を利用したWiMAXは、現在では様々な事業者からサービスが提供されており、高い普及率や利用者利便性の向上に繋がっています。モバイル市場への参入事業者が固定化してしまうと、サービス競争が十分に起こらず、本来国民が享受できていたはずの利益が消失します。それを防ぐためにも、周波数オークションによる参入事業者に対し、MVNOへの開放義務や端末SIMロック解除義務等を課すことで、モバイル市場の活性化を常に図っていくことは非常に重要と考えます。また、イコールフットイングの観点から、既存の周波数割当事業にも同様の義務を課すことが必要と考えます。
		その他 (留意事項や情報提供など)		弊社は、モバイル事業の活性化に向けて、MVNOの参入促進が特に重要と考えています。しかし、現状では、MVNOが競争力のある価格で、自由度の高いサービスを提供しているだけの条件は、まだ十分整っていません。多くの事業者が参入し、モバイル市場の活性化を実現していくためにも、周波数オークションの制度設計と、ブロードバンド事業の競争政策とを一体的に考えていただき、通信業界の発展、ひいては国民利益の向上を図っていただきたいと思います。
8	(株)TBSテレビ	II-1	3	○まだ論点の多く残るオークション制度を性急に導入しなくても、電波の有効利用は十分に実現できるのではないだろうか。実際に昨年11月にとりまとめられた「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン」では、透明性・公平性の確保を十分に図る形で、2015/2020年に向けた周波数割当ての基本方針が示されている。移行後の経費負担についてオークションの議論を進めてはとも記されているが、性急なオークション導入に走らずとも、従来からの懇談会形式の議論と、関係者のヒアリング、意見募集、技術的な検討、比較審査などによって、必要十分な電波の有効活用を図っていくものと考えている。
		II-2	4	○原案にあるとおり、電波の有効利用の程度は一律に入札金額の多寡のみによって判断されるものではなく、社会的な効用・役割や、公共性なども斟酌されるべきである。懇談会のこうした認識・言及は大いに評価できる。また、その典型例として「放送」を挙げている点も、妥当なものとして評価できる。 ○そもそも電波は公共の財産であり、全ての帯域について、市場原理を優先するオークションを導入することはなじまないと考えている。オークション導入の検討に当たっては、「経済的な価値」や「電波の能率的な利用」など、経済合理性ばかりを偏重した議論ではなく、その公共性や災害時のライフラインとしての機能・価値についても適切に効用を評価した上で、過不足のない議論を行って欲しい。 ○上記の理由から、「放送」ばかりでなく、FPUや連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」についてもオークションの対象からは除くべきだと考える。 ○海外事例を参考にすることも、机上の議論でよしとはせず、現実の日本市場の実態に即した議論を行うことが大切だと考えている。また、実際、海外においても「放送」を対象としたオークションの実施は極めて少数の事例しかなく、バランスのとれた判断・議論を行って欲しい。
		II-3-(3)	2	原案に指摘しているように、再免許の際のオークション導入は、事業者側にもユーザー側にも無駄な負担を強いることにつながる可能性がある。特に放送事業に係る膨大な設備投資の実態や現実を考慮するならば、「放送」及び「放送事業用無線局」については再免許の際もオークションの対象からは外すべきである。
		II-6		○電波利用料は、不法電波の監視等、無線局全体の受益を目的として行う電波利用共益事務のための費用として始まっている。その趣旨や性格に鑑みれば、市場原理や経済合理性を根本とするオークション制度と絡めて、その料額を算定することはなじまないと考え、双方は切り離して議論すべきである。 ○電波利用料の料額は、その共益費的な性格と電波の経済的価値のバランスについて、長年の議論を基に調整されたものである。それをオークションと連動して議論すると無用の混乱を招きかねない。オークションの導入自体も不適切であるが、それを電波利用料制度と絡めて議論し、制度自体を変更することなどはならないと考える。
9	(株)テレビ大分	II-2	4	公共的役割を担うきわめて重要な「放送」において、安定的に放送番組を国民に送り届ける為には、放送サービスが継続可能であることや公共的役割を果たす能力・実績があること等が前提であります。周波数オークションによる入札金額の多寡で放送事業者を選ぶことはこのような前提を崩しかねないと考え、また、放送と一体として運用しているFPUや連絡無線、番組中継用固定回線等も放送と同様の取り扱いが必要と考えます。
10	(株)テレビ東京	II-2	4	・「電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でないもの」として、「放送」を想定している原案を支持します。「放送」は周波数オークションの対象から除く方向で検討されることが適切と考えます。 ・例えば、先日の東日本大震災においては、ライフラインとして「放送」の重要性が再認識されました。免許事業者である放送事業者としても、このような緊急災害報道などは最も重要な業務と考えております。周波数オークションにより、入札金額の高い者が放送事業者に選定されることは、ビジネス優先の事業となりかねず、「放送」の公共的役割が低下するのではないかと懸念します。 ・また先の震災においては「中継」が重要な役割を果たしたことからわかる通り、放送事業者はFPUや連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」を「放送」と一体不可分のものとして日常的に運用しています。これら「放送事業用無線局」についても、「放送」と同様のオークションにはなじまないものと考えます。 ・韓国やドイツでは、法令上、放送は周波数オークションの対象から除外されていると懇談会でも提示されています。また、米国や英国においても、放送用周波数のオークション実施は、ごく少数事例だと懇談会でも報告されています。限定的な事例にとらわれすぎないよう希望いたします。
		II-3-(3)	2	・「2 対象範囲」で記述した通り、「放送」および「放送事業用無線局」に関しては、新規免許・再免許を問わず周波数オークションの対象から除く方向で検討されることが適切と考えます。
		II-6	3	・総務省においては定期的な有識者による「電波利用料制度に関する専門調査会」が開かれており、そうした場で一定のコンセンサスを経て現在の電波利用料制度が出来上がっています。電波利用料制度を大きく変更することは避ける方向で検討されることが適切と考えます。

11	(株)テレビ新潟放送網	II-2	4	<p>●上記のとおり中間論点整理では『…社会的な効用が大きいものもあることから、電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でないものがある…』とし『放送は特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会、地域の文化の維持発展等に寄与する…』としています。</p> <p>この点は評価されるべき重要な論点整理であると考えます。</p> <p>●放送には非常災害の情報伝達など重要な公共的役割が求められています。</p> <p>当社は新潟県を放送エリアとする放送事業者です。新潟県は数年の間に「2004年 新潟県中越地震」「2004年 新潟・福島豪雨」そして「2007年 新潟県中越沖地震」といった甚大な自然災害を被りました。その都度、当社は緊急態勢を発動し不休で取材と情報収集にあたり緊急番組を放送しつづけ、県民へのライフラインとして情報伝達に努めました。今も災害の爪跡は消えず、復興再建の模様を継続して取材し放送しています。</p> <p>今般の未曾有の大災害「東日本大震災」において、被災地の各局をはじめとする民間放送事業者は総力をあげて取材報道にあたりました。長期間にわたり緊急報道番組を放送、被災者および国民への情報提供をおこなっています。新潟県は被災県福島県に隣接しており、当社も発生直後から被災現場に取材班を派遣、また最大1万人近い被災者が新潟県に避難されており、県内外の取材を幅広くおこなって全国にむけた情報発信に努めています。</p> <p>●放送はこのように重要な情報を発信する公共的役割を担っています。公共的役割については放送法等に定められ、放送事業者は安定的に放送番組を国民・視聴者に送り届けるために、その能力と実績について放送局免許で厳しく審査されるところです。放送の公共的役割という観点からすれば、周波数オークションをもって金額の多寡で放送事業者を選定することは、適当でないと考えます。</p> <p>●また、放送事業者は「放送局」無線とあわせて、FPU・連絡無線・中継用固定回線などの「放送事業用無線局」を運用しています。「放送事業用無線局」は情報を迅速かつ確実に取り扱い視聴者に届けるために重要な機能をもつものであり、「放送局」無線と一体不可分のものです。</p> <p>以上のように放送の公共的役割を踏まえ、「放送局」無線「放送事業用無線局」とも周波数オークション制度の対象から除外すべきと考えます。</p>
12	(株)長崎国際テレビ	II-2	4	<p>社会的使命・影響力の大きさにより、電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみで判断することが適当でないことの一例として、「放送」を挙げることは評価する。しかしながら、海外の事例を引き合いにしている点について、独自の放送文化を築いてきた日本の市場においては、同様にオークションを行うことは馴染まないものとする。</p> <p>特に、地域の文化・情報を全国に発信し、地域文化の発展に寄与してきたローカル局においては、落札価格の高騰により放送事業の継続が困難になりかねないとする。</p> <p>東日本大震災における長時間の緊急報道番組を編成し、地元のローカル局を通じ生の情報を伝え続けた「放送」の果たした役割は非常に大きい。</p> <p>これらを鑑みて、「放送」及びそれと一体として使用している「放送事業用」の周波数をオークションの対象とすることは適切ではない。</p>
13	(株)日本デジコム	II-2	5	<p>我が国地域に電波を放射し、サービスを提供している衛星運用事業者は、必ずしも日本企業とは限らず、インマルサット、イリジウム、スラヤー、グローバルスターなどが、国際的に移動体衛星通信(MSS)に配分されたLバンド帯域を使用し、各事業者間の交渉により帯域が確保されている。この帯域はもともと国際機関であったインマルサット(1999年に民営化)が使用していたが、後発のスラヤーなどは、インマルサットとの交渉により帯域を取得している。</p> <p>我が国においてこれらのMSSサービスを提供している電気通信事業者は、外国の衛星運用事業者のMVNOとして、自らインフラを所有することなく、サービスを再販提供している。</p> <p>これら外国衛星から放射される周波数についてまで、日本国内のオークションの対象とし、衛星運用者の代理人として、再販事業者が入札に参加することにしたとしても、我が国には複数の再販事業者(例えばインマルサットサービスについては3社(KDDI、日本デジコム、JSATモバイル))が存在し、同じサービスを提供しているので、オークションを実施して入札を実施する意味がない。</p> <p>また、衛星運用者そのものは、外国企業であり、衛星運用者自体に日本独自のオークションを実施することは基本的に困難である。</p> <p>このようにMSSサービスは、多くの国に対して、広域的なサービスを提供するためにITUを中心に国際的な調整がはかられてきたものであり、日本が独自にオークションを実施して、その周波数帯域を日本独自に配分することは好ましくないと考える。</p>
		II-7		<p>移動体衛星サービス(MSS)を提供している事業者は、Sバンドで日本独自のMSSを提供しているNTTドコモを除き、Lバンドで提供している事業者はインマルサット、イリジウム、スラヤー、グローバルスターなど全て外国企業である。</p> <p>国際的に移動体衛星通信(MSS)に配分されたLバンド帯域はもともと国際機関であったインマルサット(1999年に民営化)が使用していたため、後発のスラヤーなどは、インマルサットとの交渉により帯域を取得している。</p> <p>我が国においてこれらのMSSサービスを提供している電気通信事業者は、外国の衛星運用事業者のMVNOとして、自らインフラを所有することなく、サービスを再販提供している。(インマルサットサービスを提供している事業者は国内に3社(KDDI、日本デジコム、JSATモバイル)存在する。)</p> <p>このようにLバンド帯域を使用したMSSの衛星運用者は、全て外国企業であるが、それらのサービスを再販提供している電気通信事業者は、その多くは外国資本による対内直接投資によって設立されたものではない。(ただし、JSATモバイルについてはその資本の1/3をインマルサットの子会社であるストラトス社が保有している。)</p> <p>逆にインマルサットに相当するようなグローバルなサービスを展開しようとする日本企業も、現在のところ存在しない。</p> <p>このような状況から、周波数オークションを利用して何らかの形で事実上の外資規制を実施した場合、国内におけるMSS利用者がサービスを利用できなくなる、または、通信料金が値上がりするなど、日本国民のデメリットの方が大きくなると推定される。</p> <p>原案は、安全保障を理由とした外資規制に前向きともとれるが、特にLバンドによるMSSサービスについては、全て外国企業であり、日本の電気通信事業者はそれをMVNOとして再販しているに過ぎない点に十分留意する必要がある。</p>

14	(株) Big Picture International	I		オークションにおいて最高価額にて落札成功したものは、「有資格者」ではなく、「当該周波数獲得者」として扱われるべきである。
		II-3-(2)	1	落札者がその落札に対し、合理性を実感し投資金額を回収し終わる期間を見積もと、その有効期限は10年間が必要と考える。
		II-5	1①～③	『デジタル配当金』とうたわれるものは、全国民が利用できかつ社会全体に貢献できるものとするべきであると考えます。
		II-7		一般的に言って、対外直接投資や技術・文化の輸入、グローバル化等々は日本にとって有益なものであると認識している。現在、電気通信業務用の無線局については外資規制は何ら行われていない。オークション参加に際しても、規制を行うべきではないと考える。
		II-8-(3)	2①	オークションへの参加資格は、もし設定するのなら最小限にすべきである。その理由は、将来的なテクノロジーやビジネスモデルの有効性を事前に判断するのは、不可能でないにしても、非常に困難なことであるためである。
		II-9	4	二次取引は電波の有効利用を促進するものであるから、許可されるべきであるし、その際につける条件は最低限のものとするべきであると考えます。
		III		まず、『4G』という言葉は使う人や場合によって違う定義のされ方をしているため、周波数オークション制度の議論の場においてははっきりと定義しなおすべきであろう。3.4～3.6GHzの周波数帯については、その広域カバーに向いていない電波特性によりデュアル端末(3Gおよび4G)で利用されるのが最も適している帯域である。本議論でも指摘のあるように、一般ユーザーに経済的負担がかかる可能性を意識する必要がある。 また、より重要な事実として、3G(700～900MHz)帯域が周波数オークション実施の検討対象からはずされていることは、間違いなく3.4～3.6GHz周波数帯のオークションに悪影響を与えることとなり、ひいてはオークション自体の価値を歪め減殺することになりかねない。4G帯域が有効に利用されるためには現行の事業者が提供する3Gサービスとの併用が必須であるのは明白である。そのため4Gのみの帯域では需要が少なくなるであろうし、ましてや中小規模の事業者や新規参入者にとっては参加意欲を萎えさせるものである。その結果として、オークションの落札額は低くなるであろうし、革新的発展も減少する可能性があり、将来的により深刻かつ長期に亘る悪影響が国にもたらされる可能性も否定できない。
15	(株) 福岡放送	II-2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・中間論点整理では、放送を「特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会、地域の文化の維持発展等に寄与することが求められている」と位置付け、基幹放送などを「社会的な効用が大きいものもあることから、電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でないものがある」とした「周波数オークションに関する懇談会(以下「懇談会」という。)」の認識は至当であり、評価します。 ・「放送」は、国民の知る権利に応えて健全な民主主義社会の発達に資することを目的(放送法第1条)としており、民放事業者は「基幹放送普及計画」に基づく地域免許制度のもと、放送対象地域の国民の知る権利に応える地域情報の提供や福祉の向上につながる番組の制作をおこない、非常災害時には生命財産を守る緊急報道などに取り組んでおり、ライフラインとして情報伝達を行うという、極めて重要な公共的役割を担っています。 ・今般の東日本大震災においても、被災地の各局をはじめとする民放事業者は、系列ネットワーク単位で取材および情報収集を続け、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民へのライフラインとして重要な公共的役割を果たしています。 ・こうした「放送」が担う公共的役割を実現するため、「放送用」周波数の確保をはじめ、日常的に「放送」と一体となって運用しているFPUや連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」の周波数についても「放送」と同様に周波数を確保し、迅速かつ確実に安定した放送番組を国民に送り届けられるよう保障していただくことを要望します。 ・「放送」は、特別な社会的影響力を有する情報発信手段であることから、安定的に放送番組を国民・視聴者に送り届けるために、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」等が前提となっており、現行の放送局免許制度で厳しく審査されています。 ・周波数オークションによる入札金額の多寡で放送事業者を選定することは、このような重要な前提を蔑ろにする危険性があるのではないかと危惧いたします。 ・上記の点から、「放送」および「放送事業用無線局」は周波数オークションの対象から除く方向で検討されることが適切と考えます。 ・懇談会第6回会合(平成23年7月8日)配付資料によれば、韓国やドイツでは、法令上、放送は周波数オークションの対象から除外されています。 ・米国や英国において、一部の放送を対象としたオークション事例がありますが、今後の多面的な検討においては、我が国の状況に応じた適切な在り方を検討していただき、「放送」および「放送事業用無線局」は周波数オークションの対象から除く方向で検討されることを要望します。
		II-3-(3)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・再免許時のオークションについては、諸外国においても現時点で実施されていないことから懇談会の現状の問題認識は、妥当であると考えます。 ・仮に再免許時にオークションを実施した場合は「放送」の事業継続性に重要なシステムに、いたずらに混乱を招く恐れがあり、「放送」及び「放送事業用無線局」に関しては、「2 対象範囲」で述べたように新規免許・再免許を問わず当てはまることから、いずれの場合も周波数オークションの対象にすべきではないと考えます。
		II-6	3	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の電波利用料制度は、電波利用共益費用の性格と電波の経済的価値の反映のバランスについて、長年の議論を経て一定のコンセンサスに至ったものであり、オークションの払込金とは別に電波利用料を課すことについては、相当慎重な議論を行う必要があると考えます。 ・仮に周波数オークション制度の議論と連動して電波利用料制度を検討するとしても、無用の混乱を招きかねないため、電波利用料制度を大きく変更することは避ける方向で検討されることが適切と考えます。
16	(株) UQコミュニケーションズ	II-3-(1)	2	同一周波数帯に異なる無線通信システムが隣接する場合は干渉を回避するための一定のガードバンドが必要であり、従来より周波数割当てに当たっては導入する技術方式や必要なガードバンド幅等の技術基準の検討を行った上で割当てが行われ、効率のよい周波数利用が図られてきたところです。オークションが導入された場合にも、効率的な周波数利用を維持するための技術基準の検討のあり方や後から参入する免許人が必要なガードバンドを含めた周波数帯域を落札する必要があるのか等のルールの検討が必要であると考えます。
		II-8-(3)	2③	例えば複数ラウンド方式の場合は単一ラウンド方式に比べて入札状況の情報が多くなることから、また同時型の場合は逐次型に比べて周波数帯毎の市場価格が形成されやすいことから、いたずらな高騰が防止されることも考えられます。従って入札活動ルールの検討にあたっては、オークション制度の効用だけでなく、「II 8 (1)落札額の高騰防止」の観点からも検討すべきであると考えます。

17	(株)読賣テレビ放送	II-1	3	電波の有効利用を制度の導入の主目的と位置づけているが、周波数オークション制度では“電波の有効利用”は経済的な価値や効率性に偏って機能する恐れが強い。従って、公共性や社会的役割が強く求められ、安定的な事業継続が重要な放送事業では、制度導入の主目的とすることは相応しくないと考える。
		II-2	1.4	放送は社会的・文化的に果たす役割が大きく、公共性や安定的な継続が求められる事業であり、経済的な価値や効率性に偏った電波の有効利用を主目的とする周波数オークション制度には馴染まず、対象とすべきではない。 また放送、特に基幹放送は、物理的な無線システムだけでなく放送内容まで含めた事業全体の適格要件が厳しく審査される免許制度に立脚しており、周波数だけを切り離して金銭の多寡のみで判断するオークション制度とは相容れず、この点からも対象とすべきではない。 更に、FPUや連絡無線、中継用固定回線などの放送事業用無線局も、基幹放送の遂行維持に必要な不可欠な一体不分離ものであり、オークションの対象外とすることが適当である。
		II-3-(3)	2.3	再免許に際してはオークションは実施しないことが適当である。 “周波数再編の必要性がある場合や当該周波数帯を効率的に利用していない場合など”とあるが、その具体化に関しては慎重かつ様々な視点からの事前の十分な議論と検討が今後、必要と考える。
		II-6		周波数オークション制度の導入に際しては、まず試験的、限定的なステップと厳格な検証の繰り返しが必要と考えます。従って、周波数オークション制度と電波利用料制度は一旦切り離して位置づけることが適当である。
		II-7		安全保障的な観点に加え、電波の希少性、通信や放送の社会的・文化的な役割などを踏まえれば、周波数オークション制度を電波法や放送法における外資規制と同様の観点から位置づけることが適当である。
18	KDDI(株)			「周波数オークション制度の導入に関する中間論点整理」は、「周波数オークションに関する懇談会」において議論された各論点に対する考え方や、今後さらに検討が必要な論点が明記されており、これらについて、引き続き広く国民の意見を傾聴し十分な議論が期待されることから、本中間論点整理に賛成するとともに、次の事項についても検討いただくことを希望します。 ①「2 対象範囲」において、「国の役割は、これを前提に、オークションの対象とする周波数帯を選定するとともに、そのオークションの具体的な設計を決めることにあるもの」との整理に関して、これまで、周波数再編アクションプランにおいて、中長期的な割当て計画が毎年示されていることから、この中で、将来オークションの対象とする周波数帯を示していただくこと。 ②オークション制度の導入によって、国民利益の向上や、電波の有効利用の推進が期待される等の論点が挙げられていることから、導入された場合には、その効果について検証をおこない、必要に応じてさらなる制度の改善に向けた議論をおこなう場を設けていただくこと。
19	札幌テレビ放送(株)	II-1	3	最高価格を提示したものが電波を効率的に利用できるという意見については賛成できません。落札者がある周波数帯を事業に利用する場合、高額な落札金額が事業費用としてユーザーの利用料に転化される可能性が高いと考えられます。利用者負担が大きくなると事業そのものが成立せず周波数が有効利用されないという状況に陥るのではないのでしょうか。「免許手続きの透明性」についても別な手段で担保することが望ましいと考えます。
		II-2	4	放送の公共性に配慮する意見に賛成します。放送局は国民から託された公共的使命を果たすために日々、放送内容の充実に努力を重ねているところであり、また、事業の内容については、放送局の免許で厳しく審査を受け、設備の安全性や信頼性の向上にも配慮して非常災害時にも正確で迅速な情報提供をしているところです。放送は放送用周波数を使用する無線局の他、伝送に使うFPUやSTL/TSL、ラジオマイク、連絡無線等の「放送事業用無線局」を総合的に使用して成り立っており、これらについても放送事業として一体的な取り扱いをお願いします。
		II-3-(3)	2	再免許ごとのオークションは難しいという見解は、現実を踏まえた賢明な判断と考えます。 再免許時に再度落札できずに事業が途絶えると、最終的な利用者であるユーザー(国民)に損害が生じることになります。免許期間の5年間で事業費用を回収しようとしても現在の減価償却制度では無理があると考えます。

20	(社)情報通信ネットワーク産業協会	II-1	3	6月の意見提出で、CIAJからは「今なぜ周波数オークション制度を我が国に導入しなければならないのか、に関して、目的・必要性・合理性を明確にすべきである。オークションを導入する事になるのであれば、導入効果を検証し、その結果を国民に十分説明し、納得を頂いた上で、制度設計に進むべきである」と表明しました。今回の中間論点に関する意見提出もその前提のもと、各項目に関する意見を述べます。
			4	1) 上記ブロックの2行目に『最高価格を入札』との文言があるが、「I はじめに」の2行目には『最高価額を入札』とある。特段の他意が無いのであれば、用語を統一すべきと考える。 2) 上記ブロックの2行目に『電波を効率的に利用できる者が最高価格で落札すること』、3行目には『落札者は払込金を回収するために電波を効率よく利用して事業を行うことが期待される』とある。単に期待される一例を記載しているだけかもしれないが、必ずしも落札者全てが電波を効率的に利用できるとは限らない。本中間論点整理でも「8(3)①オークション参加資格」、「9その他：二次取引制度」が論点として掲げられていることから、具体的な落札者を想像できかねない表記は見直すべきと考える。また、この期待感が検証されずに制度設計の前提となることは極力避けるべきと考える。
			2	○オークション制度は、「I はじめに」に記載されているように、周波数の免許人を選定するための制度の選択肢のひとつであると認識している。制度設計によって、イノベーションの推進、国際競争力の強化につながる理由をご提示いただきたい。
		II-3-(1)	4	○オークション制度の主な導入目的のひとつに『免許手続きの透明性』が挙げられている。免許開設時の最低限の審査を実施すること自体に異論は無いが、審査の透明性確保の方法も検討することが必要ではないか。
			2	○上記の記述は、現行電波法での扱いを明記しているだけであり、今回のオークション制度との関連が不明である。オークション制度導入後も同様の方法を踏襲するのか、あるいは別の方法を設定するかは、別途検討が必要ではないか。この記述が現行法の説明であるならば、「参考情報」として記載すべきである。
II-8-(3)	2①	参加資格を課すことは賛成であるが、透明性確保のために以下の点を追加検討すべきではないか。 a) 要件審査の透明性をどのように確保するか b) 資格要件を満たさない者があった場合の、公表手段及びその内容 c) 不服申し立てがあった場合の対応 あわせて、これらの審査によって、周波数オークションの目的である迅速性が妨げられないような検討が必要と考える。		
21	(社)日本民間放送連盟	II-2	4	・電波利用の社会的効用を勘案し、電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でない無線システムの例示として「放送」を挙げている懇談会の認識は、至当なものと考えます。 ・ご指摘のとおり「放送」は、国民の知る権利に応じて健全な民主主義社会の発達に資することを目的(放送法第1条)としており、非常災害時などにはライフラインとして情報伝達を行うという、極めて重要な公共的役割を担っています。 ・例えば、今般の東日本大震災にあたり、被災地の各局をはじめとする民放事業者は、取材および情報収集を続け、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めました。 ・こうした「放送」が担う公共的役割を実現するため、放送法にもとづく「基幹放送普及計画」により、国が置局政策を定めています。国として置局政策に必要な「放送用」および「放送事業用」の周波数を確保し、安定的に放送番組を国民に送り届けられるよう保障していただくことが肝要と考えます。 ・様々な公共的役割を担う「放送」において、安定的に放送番組を国民・視聴者に送り届けるためには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」等が前提であり、現行の放送局免許制度で厳しく審査されています。周波数オークションによる入札金額の多寡で放送事業者を選定することは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩しかねないのではないかと考えます。 また、放送事業者は、番組を迅速かつ確実に視聴者に届けるため、FPUや連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」を「放送」と一体不可分のものとして日常的に運用しています。これら「放送事業用無線局」についても、「放送」と同様の取り扱いが必要と考えます。 上記の点から、「放送」および「放送事業用無線局」は周波数オークションの対象から除く方向で検討されることが適切と考えます。 ・懇談会第6回会合(平成23年7月8日)の配付資料によれば、韓国やドイツでは、法令上、放送は周波数オークションの対象から除外されているとのことです。また、米国や英国においても、一部の放送を対象としたオークション実施は、少数事例だと考えられますので、バランスよく検討いただきたいと考えます。
			II-3-(3)	2
		II-6	3	・現在の電波利用料制度は、電波利用公益費用の性格と電波の経済的価値の反映のバランスについて、長年の議論を経て一定のコンセンサスに至ったものであり、仮に周波数オークション制度の議論と運動して電波利用料制度を検討するとしても、無用の混乱を招きかねないため、電波利用料制度を大きく変更することは避ける方向で検討されることが適切と考えます。
22	スカパーJSAT(株)	II-2	5	2011年3月12日～4月28日に実施された、「周波数オークションの導入に関する提案の募集」及び第4回懇談会において、弊社より意見を述べさせていただいた通り、所謂地上系の無線システムと異なり、衛星システムは、その電波利用の形態やプロセスに下記のような特殊性を有しているため、周波数オークションは導入すべきでないと考えております。 ①利用可能性権益の流動性 衛星システムに用いる電波は、広域性・国際性を特徴に持つため、利用開始前後を通じ、ITUが定める無線通信規則に基づき、外国の無線局との周波数調整が必要。 ②サービス提供の不確実性 他国の周波数調整の状況に左右され、使用可能性・サービス提供可否が不確実。 ③使用開始期限の制約 使用開始期限までにサービスを提供できない場合、その使用権は消滅。仮に周波数調整によって、使用可能性をある程度確実にしようとする場合、周波数調整及びオークションのプロセスを経て、期限内に衛星の製造・打上げを行うことは極めて困難。 ④国際環境における競争条件 オークション制度は世界195カ国のうち52カ国が導入済(出典:懇談会資料2-1 鬼木構成員資料)であるが、衛星システムについては、欧米等衛星利用先進国を含む諸外国においても、ほとんど導入事例がない。 ④に関しては、2011年7月8日開催の第6回懇談会にて事務局より公表された、資料6-1「諸外国のオークション」においても、調査対象5カ国(米・英・独・仏・韓)のうち、衛星システムに関してオークションが実施された国は、米国及び英国のみとされています。 更に同資料では、米国では、国内向け衛星放送(DBS)については、オークション実施事例があるが、国際衛星通信は法令上周波数オークションの対象から除外とされています。DBSに関しても、1996年にオークションを実施後、2000年にOrbit法が制定され、国際衛星通信サービス提供のための周波数においてオークションを実施することを明文で禁止。その後2004年にDBSについてオークションを実施したものの、同オークションはORBIT法に違反するとの連邦控訴裁判決を受けて、FCCが取り消し、以後、衛星に係る周波数についてのオークションの実施例はありません。 以上を踏まえ、オークションの対象範囲に人工衛星の無線局を含めるか否かについては、その電波利用形態やプロセスの特殊性及び諸外国の状況を十分に考慮し、他国に比して、事業開始・事業継続性の阻害や国際競争力の低下を招くことのないよう、検討いただくことを強く要望致します。

23	ソフトバンクモバイル(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクBB(株)	II-2	3,4	通信と放送は国民のライフラインとして同等の役割を果たしています。例えば東日本大震災で携帯電話は地震速報機能や地震予測アプリを搭載し避難地等で多く活用され、また携帯電話のメールやtwitter・SNSの利用により安否を連絡する等、携帯電話も放送同様に社会的影響力を有する情報発信手段であると考えます。 通信・放送の融合の制度改正により電気通信業務用・放送用など通信・放送両用の無線局の開設が可能となり、通信・放送の周波数用途の区別はなくなってきていること、及び米国・英国において放送を対象にオークションを行っている事例があることから、放送帯域と通信帯域は区別することなく同等の扱いとするべきであると考えます。
24	西日本電信電話(株)	II-2	2	マイクロ無線方式などは複数免許人の中で電波干渉調整を行い、同一周波数を有効利用している現状であることからオークション制度にはそぐわないと考えますので、原案に賛成致します。 また、弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律(第3条)」により、山間地や離島など電気通信サービスをユニバーサルサービスとして公平かつ安定的に提供する義務があります。 更に「災害対策基本法(第2条)」による指定公共機関として、内閣総理大臣から指定を受けております。 この為、採算の難しい山間地や離島などへのエリアへは、ルーラル加入者無線、マイクログ固定局及び、地球局等を用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。 これらの無線局は通常の市場活動を越えた無線局であることからオークション制度にはそぐわないと考えます。
		II-5	1-②	現行の電波利用料の趣旨に賛成することから、無線局から徴収される費用が電波関連以外に使われる場合には、慎重な議論を要望します。
		II-9	3	落札額の高騰を招き、安定したサービス提供の支障となる可能性があることから、二次取引の禁止を要望します。
25	西日本放送(株)	II-2	4	「放送」は公共的役割を担っており、入札金額の多寡のみにより判断することは適当でないと考えます。また、放送番組を視聴者に届けるために、素材伝送用FPUや中継用固定回線、制作用連絡無線などの「放送事業用無線局」も重要な役割をはたしています。これらについても「放送」と同様にオークションの対象からの除外を要望いたします。
26	日本テレビ放送網(株)	II-2	4	「放送」を「特別な社会的影響力を有する情報発信手段であり、様々な社会的役割を果たすことにより、豊かな国民生活、活力ある社会地域の文化維持発展等に寄与することが求められている」と位置づけ、基幹放送などを「社会的な効用が大きいものもあることから、電波の有効利用程度を入札金額多寡のみによって判断することが適当でないものがある」としている中間論点整理については至当なものとして評価します。 「放送」は、放送法第一条で「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的としており、例えば今般の東日本大震災では、日本テレビをはじめ放送事業者は被災・安否情報、交通情報および福島第一原発事故などの最新情報を長期間にわたり被災者・国民に提供しました。このように「放送」はライフラインとして国民の生命・財産を守るために必要な情報を継続して提供するなど、極めて重要な公共的役割を担っています。また、番組を制作し視聴者に伝える過程である、取材および現場からの中継においては、FPUや連絡無線など「放送事業用周波数」を、放送と一体の不可欠なものとして使用しています。 上述のような公共的役割を担うために、電波監理委員会規則「基幹放送局開設の根本的基準」によって「確実にその事業の計画が実施出来る事」が求められており、更にはこれが安定して継続されることが重要であると考えています。 さらに、国民に必要な情報を継続して提供していくためには、取材人員体制や放送設備を安定して整備・配備していく必要がありますが、オークションの導入によって取材体制や設備整備に大きく影響が出る懸念があります。 このように「公共的役割を果たすこと」や「放送サービスの継続性」について現行の放送局免許制度で厳しく審査されており、周波数オークションによる入札金額の多寡で放送事業者を選定することは、視聴者へ大きな混乱や影響を与えかねません。 以上より、「放送」と「放送事業用」周波数(無線局)について、入札金額の多寡のみによりに事業者を選定する周波数オークション制度の対象にすべきでないと考えます。 中間論点整理では、米・英で一部の放送を対象にオークションを実施した例を紹介していますが、日本にそのままあてはめることは適当ではないと考えます。 一般論として、電波政策は各国固有の事情や歴史があります。国際的に一律なものにはならないのではないかと考えます。
		II-3-(3)	2	放送事業は、事業計画の確実な実施と継続が求められるものであり、再免許の際にオークションを実施することは適当でないと考えます。再免許時のオークション実施に対する懇談会の問題認識は、至当なものと考えます。
		II-6	3	現在の電波利用料制度は、長年の議論を経て一定のコンセンサスに至ったものであり、電波の管理・活用面では有効に機能しています。 したがって、オークション制度と電波利用料制度を絡めて議論することについては、慎重に行うべきと考えます。
27	日本放送協会	II-1	3,4	周波数オークション制度を導入するのであれば、その導入目的は、制度全体を規律するきわめて重要な点だと考えます。電波の有効利用の推進及び免許手続の透明性・迅速性の確保を、その基本的な目的とするのは適当と考えます。この基本的な目的が適切・確実に確保されるような制度設計を要望します。 また、その観点からいえば、財政収入の増加、新規参入・競争の促進等については、この基本的な目的遂行の結果もたらされ得る、あくまでも反動的・派生的なものとするべきであって、特に、国の財政収入への寄与に対する期待によって、制度の趣旨や運用が歪むことを懸念します。
		II-2	2,4,5	周波数オークション制度を導入するのであれば、オークションの対象となる無線システムは一定の範囲に限定されるものとする、という考え方は適当と考えます。 この観点からいうと、NHKは、放送法により設立された唯一の公共放送としての使命を有し、公共放送としての責務を果たすためには、放送に不可欠な業務用(伝送用)周波数を含め、必要な周波数の安定的かつ継続的な使用の保証・担保が当然の前提と考えます。諸外国の先行事例の検討の重要性は論を待たないものですが、日本としての方針を示す際には、国によって文化、制度等が異なることも踏まえた上で、NHKの役割、位置づけに十分ご留意いただくよう要望します。 人工衛星の無線局は、国際的な権益等の特殊性があることから、オークションの対象外とすることが適当と考えます。
		II-3-(1)	3	周波数オークション制度を導入するのであれば、混信防止等無線局の免許人が共通して負うべき要件等の担保の観点から、また、転売を目的とした投機的入札に対して何らかの対応をとることが必要だという観点からも、落札者は免許を排他的に申請できる法的地位を得るものであって、審査を受けて初めて個別の無線局の開設が可能となる、という考え方は適当と考えます。
		II-8-(1)	2	オークションである以上、落札額が高騰しないと保証できるものではなく、高騰の結果、それが価格に大きく転嫁されたり、サービスを開始できない、十分な設備投資ができない等、国民や利用者に不利益が生じることがあれば本末転倒です。よって、周波数オークション制度を導入するのであれば、そういった不都合が生じないよう、高騰防止のための適切な対策が必要と考えます。
		※全体を通して		

28	東日本電信電話(株)	II-2	2	マイクロ無線方式など、周波数を共有して有効利用を図って運用している無線局などは、オークション制度に適さないと考えますので、原案に賛成致します。 弊社が提供している探査が難しく公共性が高い、離島・山間部のエリアの無線局や災害対策機器などの無線局はオークションの対象とすべきではないと考えます。さらに上記無線局は、法令等に基づく責務のある無線局として運用していることから、安定したサービス提供継続のため、再免許時のオークションを行うべきではないと考えます。
		II-5	1②	電波利用料制度による用途を特定している考え方に賛成致します。従って現行の考え方を変更する場合は慎重な議論を要望します。
		II-9	3	落札額が高騰する要因となり、国民共有の財産を国民全体のために活用することの弊害となることが想定されるため、二次取引は認めるべきではないと考えます。
29	山形放送(株)	II-2	4	電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でないものの例として「放送」を挙げられたことは、放送の公共性を理解していただいたものとして高く評価します。 放送は社会的責務の重要性を深く認識し、公共的役割を果たすため地域に密着した番組作りや、非常災害時の情報提供に積極的に取り組んできました。3月11日発生の東日本大震災においても、地震発生直後から長期間にわたり緊急報道番組を放送しました。地震国といわれる日本の地理的状況から、国民の生命・財産を守るために情報インフラとしての放送の役割は非常に重要なものであり、放送法においても災害時の対応を強く求めています。このように、極めて重要な公共的役割を担っている放送は、オークション制度にはなじまないものと考えます。 放送の様々な社会的役割を果たすためには、合理的なコストで継続的な電波利用が不可欠であり、放送局のみならずFPUや連絡無線、番組伝送用固定回線等(STL/TSL)の放送事業用無線局についても一体不可分のものとして、オークション対象から除外すべきと考えます。
30	Wireless City Planning(株)	II-2	3.4	オークションの対象もしくは非対象とする帯域の扱いとして、次の観点より、放送帯域と通信帯域は区別することなく同等の扱いとすべきであると考えます。 ・通信と放送は国民のライフラインとして同等の役割を果たしていること。例えば、東日本大震災で携帯電話は地震速報機能や地震予測アプリを搭載し避難地等で多く活用され、また携帯電話のメールやtwitter・SNSの利用により安否を連絡する等、携帯電話も放送同様に社会的影響力を有する情報発信手段であると考えられること。 ・通信・放送の融合の制度改正により電気通信業務用・放送用など通信・放送両用の無線局の開設が可能となり、通信・放送の周波数用途の区別はなくなってきていること。 ・米国・英国において放送を対象にオークションを行っている事例があること。
31	法人	II-7		現在、在京テレビ局で外国人直接保有比率が20%超えのものがあるが、免許更新時に19.9%(外国人が議決権放棄)という法の穴をついて不正に更新している。 この部分の法律を厳格化し、本来ならば英国やフランスのように拒否するべきである。 更に、テレビ局が支払う電波使用料は欧米各国に比べ安すぎるのでオークションは賛成である。
32	法人	II-2	1	○国がオークションの対象周波数帯を選定する場合、既存の活用されている周波数帯は選定対象外とすることを明確にさせていただきたい。 具体的には、弊社はTPMS(タイヤ空気圧警報システム)を製造・販売しておりTPMSは特定小電力の315MHzを利用していますが、315MHz帯は車両でRKEなど多くの無線機器が利用していることからオークション対象外としていただきたい。
33	法人	II-2	4	放送の公共的役割を勘案し、「電波の有効利用の程度を入札金額の多寡のみによって判断することが適当でないもの」として放送を例示されている点について、賛同します。 放送は、国民生活に必需の情報提供をあまねく国民に届けるために、置局計画から災害放送に至るまで放送法等で制度・規律が厳格に規定されている、公共性が高く社会的影響力の大きいメディアです。 したがって、放送における免許付与においては、事業の安定性や実績等、放送の公共的役割を担う能力が総合的かつ綿密に審査されるべきであり、入札金額の多寡によって選定するオークション制度の適用はなじまないと考えます。 また、「放送用」の周波数だけでなく、報道取材や番組制作において、素材や番組を伝送するための「放送事業用」の周波数についても、リアルタイムな情報を多く求められる放送と一体での運用が不可欠であるため、放送用周波数に準じて、オークション制度の対象範囲外にすべきと考えます。
		II-3-1(3)	2	再免許時のオークション実施について、慎重な考え方を示している原案に賛同します。 再免許時におけるオークションの導入については、原案で示されたような懸念点があるほか、前述したように、放送に求められる公共的な役割、安定的かつ継続的な運用といった面は、新規免許、再免許に関わらず同等であり、いずれにおいてもオークション制度の対象外にすべきと考えます。
		II-6	3	オークションの払込金と電波利用料制度の関係については、原案で示された通り、総合的に制度設計の中で検討すべき課題と考えます。 ただし、オークション制度が広い周波数帯で全面的に実施され、電波利用料との二重負担が過重に生じるような設計にならない限り、現行の電波利用料制度が果たしている重要な役割を考慮すれば、特段大きな変更を加える必要はないと考えます。

個人				
34	工藤 ますみ 氏			テレビ局の電波を周波数オークションにかけてください。あと、電波利用料の値上げをお願いします。日本の電波利用料は全放送局の合計で約50億円、他の国は例えば日本よりもGDPが低いイギリス850億円と、日本の17倍です。ぜひ、検討よろしく願っています。
35	小森谷 和信 氏	II-3-(1)	3	本件整理II3(1)第3段落に「オークションの落札者は、払込金を支払うことにより、当該オークションの対象周波数を使用する無線局の免許を排他的に申請できる法的地位を得る」とありますが、払込金の支払いを申請の要件とすると、申請が認められなかった場合の払込金の取扱いに問題を生じるので、払込金の支払いは、申請が認められた際に払い込むものとするべきだと思います。申請が認められなかった場合も払込金が返ってこないという制度設計は、入札者にとってリスクが大きすぎ、妥当でないと思います。
		II-9	4	本件整理II9第4段落についてですが、二次取引を認める場合にその対象となる地位又は権利としては、免許を排他的に申請できる地位と免許人の地位とが考えられますが、電波法第20条との整合性の見地から、免許人の地位が対象になるとするべきだと思います。この場合、免許人の地位の二次取引に際しては、同条第2項及び第3項と同様、総務大臣の許可という形で、国が関与することとするべきだと思います。転売を目的とした投機的入札を認めない場合のその確保策としては、オークションによって得られた地位に基づく申請の審査の際考慮するべきだと思います。
		II-3-(2)	2	(II)第2段落についてですが、上記意見2.の立場からは、申請後に申請できる地位を存続させる必要はないことから、申請できる地位の有効期限については、申請により消滅するものとするべきだと思います。この場合の再免許の申請については、再免許を申請できる地位を免許人の地位に付随するものとして与えるべきだと思います。
		II-4		本件整理II4についてですが、上記意見3.のようした場合でも、申請できる地位は、それによって得られた免許人の地位に含まれる経済的価値として存続すると解されるので、資産性を失わないと思います。
		II-8-(3)	2①	本件整理II8(3)第2段落①にオークション参加資格を限定するべきという考え方が示されていますが、オークションによって得られるものが申請できる地位にとどまるとするのであれば、資格は申請の際審査すれば十分であり、明らかに形式的で審査のためのコストがほとんど必要ないような要件以外は、参加要件を定める必要は、ないと思います。
36	多田 光宏 氏	II-2		利用価値の高いUHF帯においては、携帯電話だけでなく地上波のテレビジョン放送なども含めて、新規に割り当てられる周波数だけでなくすでに割り当て済みの周波数も含めたオークションをすべき。その際利用目的は総務省が決めるのではなく、落札者が自由に決めることができるようにすべき。
		III		検討の道筋をつけるため、まず、来年以降に空きができる700/900MHz帯をモデルケースに、周波数オークション制度に関する共通的な事項について、具体的な検討を進めたらどうか。
37	中村 稔 氏			まず、「波数オークション制度の導入」には賛成であることを最初に申し上げておきます。また同時に、私は現在の「国民所有の電波」は「利権問題の温床」に利用されているとも捉えております。その理由として 1)電波を利用している企業が「事件、事象の全てを公開し、判断を視聴者にゆだねる」ものではなく、「独自の判断による情報の操作を行い、情報の一部を公開している」という現状 ※「報道の自由」ではなく「報道しない自由」とも捉えられる 2)公共の電波を利用した利権問題が見え隠れする ※例えばテレビ局が自社の子会社に著作権を取得させる ↓ その著作物を電波を使用して拡散。情報の捏造など ↓ 子会社への利益 ※また他の例では、通販番組などの番組枠を子会社には格安、他企業には倍の金額で販売、等 こういった公平性を欠く状態が今現在も続けられています。 つきましては、 【波数オークション制度】 + 【落札した企業、団体、個人に対する公平で的確な審査】 + 【適時行われる監視体制と法的措置】 この3つを組み合わせ、私たちや、私たちの子供、子孫が「安心してテレビが見られる」「安心してラジオが聞ける」「流れてくるニュースを信じることができる」 情報社会の一助としていただきたく、意見を提出させていただきます。

38	東洋大学 経済学部 山田 肇 氏	※全般について	今まで我が国にはなじまないとして否定し続けてきた周波数オークション制度を導入する方向で中間論点整理が公表されたことについて、懇談会の努力に敬意を表する。今後、一層検討を加速し、早期に制度が実施されるように期待する。 中間論点整理には、オークションにかける周波数帯は誰が設定するのか、オークションの運営主体は誰か、オークションの都度の詳細は誰が定めるのか、などが欠落している。法でどこまで定め、何を省令・告示事項とするのか、といった制度の詳細についても定めないと、制度はできたが実施されないという事態が起きる恐れがある。ここに書いたような制度の詳細についても、早急に検討していただきたい。
		Ⅱ-2	周波数オークションになじまない用途として、放送や人工衛星の無線局が列挙されている。対象範囲というタイトルにもかかわらず、ネガティブリストだけを示すのは適切ではない。 たとえば「市場競争によってインフラを整備していくことを原則としている移動通信事業は周波数オークションの対象である。」というように、周波数オークションの対象となる用途についても記述すべきである。
		Ⅱ-1	冒頭では、「最高価格を入札した者を有資格者とする」と書かれ、その後「無線局の免許を排他的に申請できる法的地位を得る」等の記述があるが、そのように制度を設計した場合、落札者も総務省の審査によっては無線局を開設できない恐れがある。中間論点整理の記述は、電波の混信の有無等については審査が必要である、という思想から記述されたと推測されるが、「最後は総務省が裁量で個別の無線局の免許を与える」ように読みとれる余地がある。そもそも免許人となる権利と排他的に申請できる権利とは価値が大きく異なり、後者を決めるだけでは入札額は極めて低く抑えられる恐れがある。
		Ⅱ-3-(1)	落札者が事業を営むのを妨害しないように行政による審査は最小限にとどめるべきであり、冒頭を「最高価格を入札した者を免許人とする」に修正し、後半部分の表現もそれに対応して工夫するべきである。なお、これに伴って、冒頭の「また、行政裁量の余地が少なく、手続の透明性及び迅速性につながる」という記述も期待される。」についても、「選定結果に行政裁量の余地がなく、電波の利用者を選定する基準や選定結果の透明性、選定の迅速性につながる」と修正すべきである。
		Ⅱ-4	
		Ⅱ-3-(2)、Ⅱ-3-(3)	わが国においてアナログ方式（第一世代）移動通信サービスの開始は1979年、第二世代が1992年、第三世代は2001年、LTEは2010年である。一方、第一世代の終了は2000年で、第二世代は2012年にサービス終了が予定されている。つまり、第二世代が市場の主流を占めた時期に第一世代サービスを終了し第三世代を開始し、第三世代が市場の主流を占めた時期に第二世代サービスを終了しLTEを開始する、というのが、ここまでの歴史である。 その延長線上で、かつ技術進歩は加速の一途をたどっていることを考慮すれば、オークション落札者が得る（ある世代の）免許の有効期間を15年程度とし、その半分以上が過ぎたころに一代前の免許の有効期限を迎え、一方で、次の世代について新たにオークションを実施することになるのではないかと、中間論点整理に記載されている通り、将来的な周波数再編の必要性や技術進歩に係る予測に基づきオークション制度を運用していくのであれば、有効期間経過後の取扱いを検討する必要はない。中間論点整理に記載されている通り、有効期間経過後にオークションの対象とすることをオークション実施に当たって前もって示しおけば十分である。
		Ⅱ-8-(1)	中間論点整理にいくつかの危惧が記載されている。しかし、安定的なサービス提供の確保については、落札者は一刻も早く投資を回収するためにエリアカバー率やサービス品質を高める方向で経営に努めるのであるから、杞憂である。研究開発投資と国際競争力については、他の先進国でオークション制度が導入されてきた中で、それを導入してこなかったわが国の電波産業が国際競争力を失っている現状を鑑みれば、制度導入に反対するために持ち出された非現実的な危惧であることは明らかである。 利用者料金への転嫁と転嫁できないための経営悪化、という矛盾する危惧が列挙されているが、後者の可能性が高い。しかしながら、リーマンショック後の景気悪化時期に過去最高益をあげるような通信事業は、もうけ過ぎと批判されることはあっても、経営の悪化を心配するべきではない。
		Ⅱ-8-(3)	技術的能力、財務的基礎等が、電波を有効に利用するために必要と考えられる要件であることは肯定するが、それらを事前に審査する必要はない。落札額を支払った者が技術的能力や財務的基礎等を欠如していたとすると、その者は事業化が図れず落札額等の投資を回収できないことになるため、そのような者はそもそもオークションに参加するはずはない。 事前審査の代わりに、中間論点整理にある「一定のエリア・人口カバー率の義務づけ」「ネットワークの他事業者への開放の義務づけ」などの条件と、落札後一定期間を過ぎてもこれらの条件を満たさない場合には免許を取り上げることをオークション実施の際に明示するのが適当である。
Ⅲ	中間論点整理にある第4世代とはLTE-Advancedを指すと想像できるが、LTE-AdvancedはLTEと一体の形でサービスが提供されると予測される。確かに第4世代からというきれいに整理できているように見えるが、LTEの700MHz・900MHz帯と比べて経済的な価値が低い3.4GHz～3.6GHzで初めて実施しても、オークション収入は期待できないのではないかと。千代田区にある国有地へのオークションを実施せず、地方の土地からオークションを実施しようというに相当する方針は、国庫収入の可能性を奪うものであり、賛成できない。 折しも、総務省は700/900MHz帯移動通信システムに係る参入希望調査の結果について、9月6日に報道発表を行った。それによると、イーアクセス、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルの4社が参入を希望しているという。これら事業の実績もあり、経営的にも問題がない4社の中から、比較審査によって免許人を定めることは容易ではない。どのように公平中立に審査しても総務省の恣意を疑われる恐れもある。この700/900MHz帯移動通信システムからオークションを導入して、透明な手続きで免許人を定めるのが適当である。		
39	個人	フジテレビの件について。 今回の一連の騒動で、これを機に今までわが国ではほとんどなされなかった、マスコミのあるべき姿をめぐる、活発な議論に発展すれば面白いと思っていたのに、何故かそっちの方向には向かっていないようだ。その原因はフジテレビ擁護派の文化人や芸能人の論理が、幼稚極まりないことにある。「嫌なら見るな」これでは議論にならない。自由競争が成り立っている業界ならばこの論理でも通用するが、放送業界は違う。 何故なら我々一般国民が、勝手に放送局を作って電波を流したら、電波法違反で逮捕されてしまうからだ。我々は総務大臣の認可なしには、ミニFM局すら開設することはできない。 電波はみんなの共有財産である筈なのに、我々一般国民は、勝手に使うことができない状態に置かれている。では放送局は何故大手を振って、日本の隅々にまで届く電波を流せるのか。それは放送局が国から認可を受けて、電波を独占しているからだ。 ちなみに欧米では、公共のものであるこの電波は、定期的に競売にかけられて、既存のメディアもそれに入れし、落札することによって初めて、その使用権を継続することができる。 いわゆる電波オークション制度というやつで、これは欧米の各国政府にとって、大きな収入源の一つとなっている。ところが日本では電波は依然として政府による配給制で、テレビ局は大昔に認定された免許そのまま、愕くほど安い使用料で電波を独占使用している。 ならばこの放送業界というものは、新規参入が事実上不可能である以上は、その事業は広い公共性を持たなければならず、公共の電波を自社事業の宣伝に使うことには、何らかの制限が課せられてしかるべきだということ、さらには局が電波を使って自らやその子会社が著作権や商品化の権利を持っているコンテンツを宣伝するような行為は違法だということなどは、子供でもわかる論理であろう。 ましてやどこかの国のプロパガンダのような番組を流したりすることは禁止されて当然だし、自分たちがオーナーになっているプロスポーツチームを応援するような番組を流したりすることも、本来大幅な制限が加えられてしかるべきだ。 つまり今回のフジの韓流ごり押しのみならず、自然消滅しつつあるが、ちょっと前まで頻繁にみられた日テレの露骨な巨人びいきのナイター中継も同罪である。 要するに、あらゆる偏向放送が禁止されてしかるべきなのだ。もちろん番組を作るのが人間である以上、必ずや何らかの偏向はみられる。だがその段階では誰も文句は言わない。今回のフジは多くの視聴者が、それが洗脳レベルに達していると感じたから騒ぎになっていることを、フジの上層部は理解しているのだろうか。 従ってフジテレビは今回の騒動に対して、何らかの声明を出すべきだし、偏向放送ではないと言おうのなら、そうではないことを論理的に説明するべきだろう。「嫌なら見なければいい」という論理は通用しないことは前述の通り。 一方、フジに不満をいなく側も、《ノーモア韓流》ではなく、《ノーモア偏向放送》というスローガンを前面に掲げるべきであろう。それによってマスメディアのあるべき姿への議論へと発展させなければ、いつかこの運動は潰されてしまうだろう	

40	個人		<p>こうい方の意見をもっと取り入れるべきです</p> <p>周波数オークションにより税収が増え、公平性が高まる等の利点が多々ありますが、以下の2つの理由だけでも周波数オークションを導入する価値があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独占的な市場や組織は必ず腐敗する。 ・競争のある市場や組織は必ず技術が進歩し活性化する。 <p>競争が行き過ぎる場合、柔軟にある程度の制約を加える必要がありますが、現在の独占的な電波利用よりはマシになる筈です。</p> <p>また、他国の情勢から見ても現在の日本の電波利用方法は疑問点があるケースが多いです。特にTVは同業種の複数スポンサーと同時に契約できなくする、という制約が無い為、全ての局が1つのスポンサーの言いなりになり腐敗や悪行がTVを通じて公開されないなどの問題があります。欧米諸国を見習って良い仕組みを取り入れ、悪い仕組みを受け継がないようにして欲しいです。</p> <p>http://twitter.com/#!/fukamireiichiro <http://twitter.com/#!/fukamireiichiro> http://togetter.com/li/174135</p>
41	個人		<p>日本人の国民性(理性・感性)はマスコミの影響を大きく受けている。マスコミが一丸と成れば首相だって変えられる。それだけ力の大きい物です。それが日本では既得権益となって限られた人間の手中にあるというのは馬鹿げています。</p> <p>実際その所為で、日本のマスコミの偏向・質の低下は酷いものです。</p> <p>日本をこれ以上墜落させない為には、オークション制度の導入は必須です。</p>
42	個人		<p>私は、このオークションについて「反対」させていただきます。</p> <p>8月7日にお台場で「フジテレビ」を批判するデモが行なわれました。</p> <p>その理由は、フジテレビが明らかに韓国に偏りのある、報道や番組を毎日公共の電波を使って国民に晒しているからです。</p> <p>例えば、スポーツ番組では「日韓戦」を「韓日戦」と書きます。</p> <p>このことをフジテレビに問い合わせると、開催地が韓国だからと言い訳しますが、「米日戦」など見たこともありません。</p> <p>また、原爆の名前が書いてある服を着て、投下日である8月6日の前日にわざと放送する行為は、あきらかに日本人を冒瀆しています。だいたいフジテレビは謝罪して当然ですが、いまだに謝る意思など皆無で、むしろ広島の方々の無念さを喜んでいる様に見えます。</p> <p>もし、オークションが行なわれたらどうなるでしょうか。</p> <p>海外の、特に反日教育を続けている国等が資本を理由に通信を乗っ取り、毎日の様にフジテレビのような放送を続けたらどうなるでしょうか。</p> <p>日本人は、負う必要のない戦争責任まで今まで以上にでっち上げられてしまい、子供たちはそれが真実だと錯覚します。</p> <p>こんなことをしたら日本の未来はありません。</p> <p>今は、免許制度や株保有制限があります。そして総務省がその長たる立場です。つまり、総務省さえしっかりしていればこのような事態起こり得ないはずですが、周波数オークションを行なわないと共に、より外国資本に対する規制を強めるべきではありませんか？</p> <p>反日組織が関与するようなテレビ局は免許を取り消すべきだと思います。</p> <p>そして、免許剥奪制度は猶予期間があまりにも長過ぎます。</p> <p>1年に1度でも更新手続きをするべきですし、メディアに対する国民の意見(日本国籍のみをもつ日本人)に総務省はもっと傾聴するべきです。</p> <p>はっきり言ってこのような事態は総務省の職務怠慢です。</p> <p>デモが行なわれたことも、メディアの多くは無視しました。なぜなら、どこにも同じような反日姿勢が蔓延しているからです。もう時間の問題です。</p> <p>多くの国民この事実を知ってしまいました。</p> <p>こういう態度で公共放送が続けられないように、指導するのは総務省で働く人の仕事では？</p> <p>だいたい、NHKは何ですか！国民の金を使い、反日意識を植え付けるような番組を海外で放送していると聞きました。大河ドラマの言葉遣いも汚らしくて誰も見ません。誰のために日本語を分解して分かりやすくしているのですか？日本人は古い言葉が大好きです。日本人が作っているテレビはどこにもないようです。</p> <p>話が逸れましたが、これは総務省の責任です。</p> <p>国民が安心して見られるような情報を提供するように、強く是正すると共に、国民の財産である通信を他国に売り渡すようなことはしないで下さい。</p> <p>日本を守ることを目先の利益で放棄してはいけません。</p> <p>そして、最初に書いたデモですが、また8月の21日に行なわれます。</p> <p>この運動はもう止まる所を知らないでしょう。いつ、総務省が標的になってもおかしくないのではないでしょうか。</p> <p>総務省としての責任を全うして頂きたいと思います。</p> <p>「周波数オークションに断固反対すると共に、メディアに対する国力の堅持を促進するよう求めます！」</p>
43	個人		<p>現在、日本のメディアはクロスオーナーシップ制度によりなれあいの体質が出来ています。東海テレビのセシウムさんの件や、フジテレビが27時間テレビにおいて、震災ボランティアの方を自局のために悪用したことなど、ほとんど報じられることがありません。まさに、許認可制度の上であくらかかっている状態だと思います。</p> <p>この状態は非常に危険です。世間をミスリードしたり、ねつ造した情報を流しても全く批判もされないのですから。</p> <p>今も、まさにフジテレビは子会社が版權をもつタレントをあろうことか、報道番組内でもとりあげ、私腹を肥やしています。視聴率がとれなくても、金儲けはできる、金儲けに慣れさえすればいいというスタンスになってしまっていると思います。</p> <p>周波数オークション制度はそういった体質を改善できるかと思しますので、ぜひ推進のほどよろしく願います。</p>

44	個人		<p>私は周波数オークションに賛成です。 他の国と比較した場合、テレビ局はかなり儲かっているのではないかと考えるからです。 さらにテレビ関係者の年収は一般企業で働く同年代の人たちより高いようです。 これ自体は責められることではないかもしれませんが、 本来テレビ局が負担すべき金額を給与として回していると考えてしまうと、不公平感があると思うのです。 イギリスが放送免許更新料と合わせて徴収している金額は、日本でもそれなりの政策ができるだけの予算としてあてがうことができる額です。 税金が足りないというなら、まずそこに目をつけるべきではないでしょうか？ またテレビで使用する電波利用料を携帯が一部肩代わりしているという実態も気に食いません。 携帯は頻りに使いますが、テレビはあまり見ていません。 大して使用しないものに対して支出があるというのは、あまり面白くはありません。 ただ高い金額を課すことによって放送のレベルが落ちることは懸念します。 もっとも現状でも相当な低水準とは思っています。 ニュースに不当な優先順位をつけてテレビ局によって都合の悪いニュースは伝えないことや、コメンテーターに好き勝手なことを言わせて中立性というものを無視していると思う所があり、本来のマスコミとしての仕事を放棄しているんじゃないかと思うこともしばしばです。 現状でもこんなに低水準なのに、テレビ局に高い金額を課した場合、スポンサーの不祥事は一切伝えないなどこのことは平気でやりそうだと勘ぐってしまいます。 若干趣旨とは離れてしまいますが、私は周波数オークションを行うことと平行して、テレビの中立性を保つための機関の設立を望みます。 残念ながらBPOは当てにならないと考えております。 総務省の外局が全てのテレビ局に対する苦情を受け付け、今よりもっと簡単に強めの行政処分が可能になる法改正をすべきだとも思います。 またこの件に関し、おそらくテレビ局は自分の儲けが減ることを懸念して、ネガティブキャンペーンを張ってくるのではないかと想像してしまいます。 願わくばこの件が簡単に立ち消えないことを祈ります。</p>
45	個人		<p>周波数オークション制度は導入すべきです。 現在、電波を我が物にしているTV局などは、その座にあらをかいているように思います。 主に、TVなどの話をさせていただきますと 対抗相手が現在ある局だけで、新規参入などは無理な世界なわけでしょう それではその座にあまえ、怠惰になり、良い番組は作れないと思います。 特に、報道に関してはどこからみてもおかしいとされているでしょう。 国境なき記者団の世界報道自由度ランキングをみてもしっかりです。 それと、いま巷を賑わせている高岡蒼南さんの件(これは調べていただければすぐに件にあたるかと思えます。) 一俳優がTV局の姿勢を批判しただけでその世界にいられなくなりそうだというのは、とても異常だと感じます。 (真意のほどはわかりませんが、ことう話もでてくるわけです。http://news.livedoor.com/article/detail/5790728/ また、ことう話が出まわるのにおかしい。) これらの話に共通するのが、電波を(他国と比べて)破格の値段で我が物顔で使っている連中の傲慢さにあるのではないかと感じています。 電波は、我が国日本の国民の共通の財産です。 それを一部の人間達が商用として独占するのはいかがなものか？ その新規参入の窓口は、あるいは消極的であったとしても開かれていなければいけません。 それがよりよい健全な放送社会を生むのではないのでしょうか？ そして、それは自由経済社会の理念とも合致するのだと思います。 私は、周波数オークション制度の導入すべきであると考えています。</p>
46	個人		<ol style="list-style-type: none"> 1. 格安で使われているTV電波で偏向報道などが行われないように、資本関係で広告代理店などが入っていない企業をオークション対象とする。 2. オークションに参加する企業の関連企業(主体企業も含む)が音楽の著作権を持つことを禁止する。 3. 国会議員、地方議員、地方首長など法律を作成できる立場にいる人間の5親等以内の家族が経営の決定ができる立場にいる会社はオークション参加ができないとする。 4. 一定宗教に特化した偏向報道を防ぐため、宗教法人に関連する会社または宗教法人から1円でも資本がある会社(子会社も含む)はオークション参加ができないとする。 5. 国籍が日本人ではない外国籍の人間が1割以上所属して、且つ外国籍の人間が経営の決定ができる立場にいる会社(子会社含む)はオークション参加ができないとする。
47	個人		<p>欧米のようにオークション制にするべきだと思います。 大昔に認定された免許そのままに格安で、成り行きで、ほぼ独占に近い状態で電波を貸している現状には納得できません。 特に最近では偏向報道が酷いと思います。 新規参入がほぼ不可能な現状を一度解体し、オークションせいにすることにより競わせる事が日本国民にとってより良い放送となると思います。 周波数オークション制に賛成です。</p>
48	個人		<p>周波数オークションについて、意見を申し上げます。 日本のテレビ局は諸外国と比べて電波利用料の支払額が極めて少ないです。 諸外国と同じように積極的にオークション制度を導入して電波利用料の増収を目指せば増税など不要になるでしょう。 公共の電波を使用しながら、最近のテレビ局はその責務を果たしていません。 それどころか、偏向報道が度を増し、テレビ局の収入を上げるための取り組みに一生懸命で見るに足らぬ。 通販やイベント、ソフト事業、不動産事業と本業意外のものを本業の電波を使って積極的に「宣伝」して儲けてもいいのでしょうか？ 第四世代携帯でまず検討するのではなく、まず第一にテレビでの検討をお願いいたします。 そしてなるべく早期にテレビの電波オークション制度の導入をお願いいたします。</p>

49	個人		<p>フジテレビを始めとした、外国のプロパガンダをするテレビを牽制するためにも競争市場にするべきだと重い、メールいたします。</p> <p>例として、まず、フジテレビは韓国人アーティストの著作権を1500近く保有しており、国民の財産である地上波電波を使って、番組内でゴリ押しするほどに宣伝しており、私利私欲を肥やしています。そして「韓国」というテレビの商品を売る為に、韓国や在日韓国人に都合の悪いニュースを報道しません。</p> <p>また意見として、テレビが日本を崩壊させている気がします。</p> <p>テレビは偏向報道や印象操作で世論を形成します。</p> <p>そしてテレビの影響をもちに受けた国民が政治家を選びます。</p> <p>どういう政治家で誕生するでしょうか？</p> <p>実際、国会議員の中にも、竹島領有権を放棄しろという土肥議員もいました。</p> <p>前原や菅みたくに、在日韓国人から献金を受けて、彼らそして彼らの祖国に有利なように政治する輩もいます。</p> <p>民主党が外国人参政権を目指すのは、メディアを支配している在日コリアン勢力が民主党に都合の悪い報道はさせずに、敵政党の自民党バッシングばかりして、民主党に政権を取らせてあげたからです。*参考記事イメージ添付</p> <p>電波は国民のものです。</p> <p>こんな偏向報道をして、外国勢力に日本国を売るような輩に独占使用権を与えるのは、法律で違法にするべきです。</p> <p>公平性を保つため、偏向・捏造・隠蔽報道を撲滅するために、競争制度を確立させなければならないと思います。</p> <p>こちらのブログでも、テレビは国民財産地上波を使っていて、嫌なら見るなどは済まされないとあります。テレビ側は態度を改めないで、強制的にオークション制度にして競争市場(もちろん外国勢力は排除で)にするべきです。</p> <p>http://deliciousicecoffee.blog28.fc2.com/blog-entry-4344.html</p> <p>※事務局注 参考記事イメージについては省略</p>
50	個人		<p>私は周波数オークション制度について、賛成します。</p> <p>ただし、あくまでも日本人のみがオークションに参加出来るようにして下さい。</p> <p>在日や帰化した方をはじめ、外国人の参加は絶対に認めないで下さい。</p> <p>例え永住権を持っていたとしても関係ありません。心が日本人ではないからです。</p> <p>日本国民のための電波です。日本人じゃない人が日本国民のためになる放送をするとは到底思えません。</p> <p>現在、ほぼ全てのTV局が韓国資本に牛耳られており、韓国を擁護して日本を侮辱する内容のものしか放送しない事を腹立たしく思っています。</p> <p>また、国民が絶対に知るべき政治のニュースも捏造されている事が多く、今のままではとても信用出来ません。</p> <p>オークションに参加するのは個人ではなく企業だと思いますが、その際にもその企業の株主であったり経営者であったり詳しく調べて、必ず日本国民の意志を反映し得る企業のみを厳選して下さい。</p> <p>どうぞ、よろしく願い致します。</p>
51	個人		<p>テレビ番組の偏向報道に危機感を抱いています。</p> <p>どの局も日本や日本人を貶め、韓国を持ち上げる方向に向っていると感じます。</p> <p>韓国の反日の真実もきちんと報道して欲しいです。</p> <p>竹島で罪もない猟師達が16人も韓国人に殺されている事、つい最近ネットで知りました。</p> <p>テレビで報道しないのは何故ですか。</p> <p>韓国人の犯罪を通名で報道することは明らかに捏造です。</p> <p>許される事ではありません。</p> <p>スポーツの世界では、日本対韓国の試合は日韓試合と表記すべきですが先日のサッカーでは韓日試合と銘打って放送していました。</p> <p>スケートの試合では、韓国の国歌は全て放送するのに日本の国歌は放送しないことが多々ありました。</p> <p>こは日本なのに、悲しく思っています。</p> <p>日本国民のための番組や報道を強く望んでいます。</p> <p>このような偏向が続くのであれば、テレビ局の電波代を税金から出してほしくありません。</p>
52	個人		<p>現在の日本復興に必要なものは財源である</p> <p>オークションによる収入も凡そ試算済みであり、インフラもあり、諸外国で既に運用されている電波オークション制度を運用しない意味が分からない。</p> <p>具体的な運用や問題は諸外国のものを参考にし、早々に運用するのが急務であると思う。</p> <p>目の前に運用可能で収入を見込める制度があるにもかかわらず、増税のような市民に負担の掛かる手法で検討することは馬鹿げている。</p> <p>テレビ局が独占的立場にいる現状も問題であると思う。</p> <p>たとえば、テレビ局が音楽出版会社をグループに持ち、自社が著作権を持つ楽曲などを盛んに流す、人気があるかのように過剰に報道して、捏造する・・・そういった事案も現状可能である。</p> <p>国が所有する電波を独占し、自社内だけで利益を生み出そうとする手法はそもそも違法ではないか？</p> <p>既に国民がこのような事態に気づき、疑問の声を上げつつある。</p> <p>テレビ局が自社だけの利益を優先し、公平公正であるべき報道を歪めているのは強いては国益を損ねるものだと考える。テレビのあるべき姿を見直すべきだ。</p> <p>入札のあったすべての企業のすべての価格が公開することも可能なオークション制度であれば少なくとも現状よりも風通しの良く、信用の置ける番組を視聴出来る筈だ。</p> <p>早急に電波オークション制度の運用を願っている。</p>
53	個人		<p>今のテレビ局の放送は、ただでさえ特定の国に関係した嘘・捏造・歪曲・偏向・隠匿・印象操作・サブミナル・ステルスマーケティングにあふれています。</p> <p>限りある電波という資源をそのように使われるのは我慢なりません。</p> <p>新規参入が出来ない業界ならば、ある程度公平で国民の権利を害さない放送内容が必要ではないでしょうか。</p> <p>そして海外資本の参入などは、厳しく監視されるべきではありませんか。</p> <p>今のテレビ局の現状を見ると海外資本の存在はかなり危険だと感じます。</p> <p>NHKも含め、古い法律に縛られない今の時代に合った新しい電波や放送のあり方が必要ではないですか。</p>

54	個人			<p>電波オークション制度導入での利点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○巨大な税収が生まれる ○放送局間に競争が生まれ、良質なコンテンツ生産 <p>必須点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視聴率調査会社を第3セクタで複数社設立 ○海外資本への厳重な規制 (10%以下、帰化人も10%以下) ○第三者機関による検査義務 ○放送法、電波法を罰則強化
55	個人	II-7		<p>現在、インターネット上で問題視されているように、電波を使った洗脳や世論の誘導を目論む輩がいる事を考えると、外国資本に関しては厳しい制限を設けるべきであると考えます。現在は、外国資本が大幅に投入されている某テレビ局により、ブームの捏造や、偏向報道、また、政治に関しても、メディアに不利な政策などを報道しないなど、公共の電波を私利私欲のために利用していると思われる報道が多々あります。現在のように競争原理が働いていない状態でのメディアの世論誘導は非常に恐ろしいものであり、一視聴者として不愉快極まりない状態です。この点厳しく制限するべきと考えます。</p>
		その他		<p>現在のメディア、特にテレビ局の在り方に非常に不満を感じております。ほぼ独占企業状態で、国民を欺き、陥れようとする他国(特に韓国資本)の意図を感じざるを得ません。不都合な情報を報道せず、文化だけにとどまらず、政治に関しても偏向報道が多すぎます。あくまでも、視聴者個人に考えさせるような中立的な報道が望ましいと思われませんが、漢字の読み間違いのパッシングは過度なものだったわりに、違法政治献金の問題はあまり報道しないなど、ジャーナリズムもあつたものではありません。他企業が参入できない状態をいかに、やりたい放題、世論の誘導をし、日本国民にとって不利な状況を作っております。一部企業により、国民は知る権利も奪われているのではないかとと思われる状況にあります。このメディアの在り方に、非常に危機感を覚えています。</p>
56	個人	II-3-(2)	3	<p>有効期間の代わりに放送事業免許料として徴収すれば、多額の税収が可能になるかと思えます。この方法を行っているのがイギリスで、放送事業免許料約538億円を徴収し放送局に対する特別措置を勘案して、総額は840億円となっています。</p>
		その他		<p>最近の地上波の放送は、特定の団体に配慮した偏向報道が目にとり、公共の電波を使っているはずなのに視聴者に対しては報道すべき事項を正確に報道していません。</p>
57	個人			<p>オークション参加者については、資質と実績をきちんと評価すべき。 公共の電波を使うのにふさわしい実績があるか、将来に向けて正しい使い方をする見込みがあるか、外国勢力や反日勢力の影響が無いか、をチェックすべき。 ※最近、巷でうわさになっているように、そして私も確認しましたが、たとえばフジテレビは偏向報道とステルスマーケティングをしている。 放送法違反です。韓国を不当に大きく流行しているように取材していますが、実際には 300対1300位で韓国歌手に興味が無い人の方が多いとして調査結果があります。 事実を捏造して報道・取材しています。 また、タレントが信条を表明した発言を問題視して間接的に影響力を行使し、仕事を奪いました。 これは信条の自由に反する憲法違反の団体です。</p>
58	個人			<p>今回のオークション参加者のみならず既に取得している企業にも遵守させるべきことをルーズに監督するのではなく厳格に監視し常に間違い等を指摘改めさせる事こそ肝要と考えます。 さすれば、今回のフジTV問題等は未然に防げたNHKのジャパンデビューユーアジアの一等国の様な捏造、歪曲も正しく関係の台湾の方々にお詫びさせる事も出来たし、故意にしか考えられないIPPCの地球温暖化に関する報告書の翻訳捏造も起こらなかったと思えます。 NHKは国民からお金を徴収して嘘を流す、日本に益しない事にその能力を使う事はなほだしい、たった一人のスペイン人記者なる人間を証人として天安門事件はなかった、軍による虐殺はなかったと今頃持ち出すような放送局にTV受像機を持っていけば受信料を取るワウワウの様に加えるか否かを国民に選択させるべきである。 また、故意、悪意に基づく放送をした時"例"韓国のサッカー選手が現場にない旗が有ったから日本人を侮辱するパフォーマンスをしたの言を根拠に違う時の試合の写真を出してきた朝日や石原都知事の言葉に捏造テロップを付けたり、事実と違うこと"不二家"事件のTBS等この様の表さたになった時のお詫び放送はほとんどが早朝の見る人が少ない時にほんの少し頭を下げて終わりでは故意に捏造した者勝ちの状態を創り出し奨励していると思えません、十分な時間と視聴者の多い時間帯に放送させるとかのルールを決めるべきです。 もう一点はこの審議会の委員の選考は公正さに重きをおいているかがとても心配です。民主党の仕分けみたいに入外国人が入っていたり、なんか訳のわからない人間を選んではと心配です。 この頃官僚の中にもどこの国のために働いているのと言う人が散見されるのがこの国を腐らせるもとので人選は慎重に日本人としての見識を持つ方をお願いします。</p>
59	個人	I		<p>「中間論点の整理」にもある通り、「電波は国民共有の有有限稀少な資源」であり、「新たな無線システム」だけに限らず公的な周波数の独占的利用については諸外国と同様、価値に見合った適正な対価を事業者から取るべきと考えます。 現地上波の放送局が支払っている対価は、その利用から生まれる収益に比してあまりに安価。また、近年の番組内容も公的な電波を独占利用しているにもかかわらず、通販番組の異様な増加や報道番組に見せかけての商品アピールなど己の商売一辺倒となっており、国民の財産を利用しているの内容とは程遠い。 また、誤報ややらせ問題なども多く、報道被害に事件の被害者が悩まされるなど常識では考えられない現象も起きている。外国(韓国)のドラマを安く仕入れてそれをあたくも流行しているように装う・自分達が売りたい内容を裏打ちの数字もナンに「報道番組」で繰り返しアピールするなど、商業主義の横行も目に余る。 質の面でも、番組制作をすべて下請けに投げるなど劣化し続けており、これら原因は「競争のないぬるま湯世界」で限られた事業者だけにほほ永久に免許を与え続ける過保護な現行制度のせいである。早急に競争原理を持ち込み、より公共電波を利用するに相応しい、国民の益に貢献できる事業者を参入しやすくするべきである。</p>
		II-7		<p>国民の財産である公共電波は、正しい情報の拡散を国民全体に行うことを第一とすべきであり、ここに外国の思惑が入り込む隙を生じさせることは、我が国の安全保障上非常に大きな問題がある。 したがって、オークションに参加する事業者においては、外国人の株式保有割合や経営に携わる役員、大株主の国籍について一定の規制を設けるべきである。また、データセンターなどを置く場合は国内に限るなど、ハード・ソフト面の規制も必要なのではないだろうか。 現に地上波で許可を受けているテレビ局の中には、許容されている外国人株主比率を大幅に逸脱し、「議決権のない株主なので違反にならない」などと苦しい言い訳をしている社がある。これらも、安易なグレーゾーンは撤廃し、厳然と外国人の影響を排除する体勢を構築すべきであろう。</p>
60	個人	II-1	1.2	<p>電波は国民全体のために、という大前提を今一度、免許を取得している局に周知徹底するべきではないでしょうか。 国民のために活用されなければならない電波、その内容に対する抗議や意見、要望が国民あれば、公共の電波を使用している局はその意見を受理し、それに対する回答をすべきです。 「電波は国民全体のために」この基本理念を今一度周知徹底お願いいたします。</p>
61	個人			<p>昨今のマスメディアによる偏向報道、偏向放送は目に余るものがあると感じられる。 特にフジテレビは突出して酷く、公共の電波を利用する責任と自覚が全く無いと思えない。 放送業の公平性と責任についても議論して頂きたいお願い致します。</p>

62	個人		賛成です。ぜひともオークション制を導入してください。 最近騒がれている、フジテレビによるステルスマーケティングやサブプリミナルは違法であり、特に情報弱者である子供やお年寄りに悪影響を及ぼすものと考えます。 それは安く電波を利用できるからで、オークション制にすれば平等な電波使用、およびその収益を震災復興や年金に充てられるというメリットもあります。 また諸外国でも導入されていることから、世界の流れに沿った制度であると思います。 どうかよろしくお願いします。
63	個人		私は周波数オークション制度を日本でも導入すべきだと思います。 現状では、既に周波数使用権限を得たテレビ局が独占的に周波数を使用しており、番組内容もテレビ局の裁量で決められることができる状態です（一部の規制はありますが）。 このような状態だと、もしあるテレビ局が、外国や特定組織のプロパガンダ等を流したり、一部の思想や考えに極端に偏っていたり、誤報、不祥事、社会通念に反した番組を流し続けていたりしても、そのテレビ局を規制することはできません。 もちろん報道の自由は守られるべきだと思いますが、電波は国民の共有財産という原点に立ち返り、テレビ局による電波の私的利用をなくすためにも、周波数オークション制度は導入すべきだと思います。
64	個人		テレビは携帯電話と比較して1.4倍の周波数帯域を使用しながら、負担率が携帯電話の80%に対してテレビ5%というのは、あまりにもバランスを欠いているのではないのでしょうか？ 公共物である電波は国民の利益になるよう運用されなければならない、極端に低い利用料は国民に対する背信行為に等しいと思います。 事業収入に対して0点数パーセントの電波利用料で、30歳代でありながら一千万円を超える収入を得ているテレビ局の社員など、我々国民にとっては、泥棒にしか見えません。 オークションは是非導入すべきです。 利用料が高騰して、採算が合わないというのであれば淘汰されてもしかたのないこと。 現状、電波をほぼ独占し、その上に胡坐をかいて観るに耐えないコンテンツをタレ流している事業者が安穩としてられるのは、追い落とされる心配がないからでしょう。 適正な利用料を払い、良いコンテンツを配信する事業者が生き残るようにしましょう。
65	個人		是非 電波 の使用权をオークションにしていきたいと思います。 税收増加も見込めずし、放送局の特権もなくすることができる。一石二鳥です
66	個人		現在、テレビではかなり偏った報道がなされています。 このことに大変多くの国民が危惧しており、8月21日には、フジテレビに対する大規模なデモもありました。 偏向報道は、国民を誤った方向にも誘導できる、大変危険なやり方です。 オークション制度を導入することにより、これが少しでも改善されるのではと期待します。 また、電波の使用権を競売にかければ多くの税金が見込まれます。 以上の理由により、私はオークション制度の導入に賛成します。
67	個人		周波数オークションについては賛成です。競争をさせることによって、電波の独占状態の現在の不健全な状況からの脱出が見込まれます。
68	個人		先日、フジテレビの偏向報道を止めるように求めるデモが数千人規模で行われたのをご存知だと思います。 何故デモが起こったのかを調べれば、オークション制度は必要だと思います。 TV局の稼ぎに伴わない只同然の電波使用料。 日本国内で起こった特定人種の犯罪者の国籍・名前を隠し擁護するなど公平な報道が行われていない。（特定人種以外の犯罪者の国籍は連呼している）特定人種の犯罪だと判明した時点で、その事件の報道はされなくなる。 ある政党ばかりを擁護し国民を欺き先導する。 自局が行うイベントの宣伝をCM意外のあらゆる番組で垂れ流しにし暴利をむさぼる。 関連会社が持つ著作物の宣伝の為に洗脳を疑われる手法を使ってまであらゆる番組を使って稼ごうとする。 上げていくときりがないので、公平な報道が一切なされていない現状と、国民の為の電波を私利私欲の為にだけに利用しているTV局にはそれ相応の代価を払わせるべきだと思います。
69	個人		周波数オークション制度導入に賛成致します。 今の情報、報道は極端に偏り、一部利権集団の意見で日本をけん引しています。 このままでいくと日本は他国に乗っ取られてしまいます！ オークション制度を取り入れて下さい。 その際、外資は除外して下さい。 日本のためです！ よろしくお願い致します。
70	個人		フジテレビを始めとした今のテレビ局は、偏向報道が酷いです。 日本を貶め、韓国を持ち上げるような内容が多すぎます。 偏った報道をするテレビ局からは、放送免許を剥奪すべき！
71	個人		某テレビ局の外国人持ち株比率が国の規定20%を超過した28.59%であり明らかに電波法違反です。またそのテレビ局ではねつ造放送と偏向放送を行っており具体的には、なでしこジャパンの優勝の際には優勝シーンをカットしたり、はたまた別にはやってもいない外国のアイドルグループがきて実際にはどうみたって30人程度しか集まっていないのを800人と報道したりどうかしています。 こういった局が日本のTV局を支配してしまい、結果として公平性がないために日本国民全体への情報装置としてTVが動いていない事態になっていると思います。 そして、このままでは永遠にこの状況が続いてしまいますのでぜひともこういった国の財産である電波、周波数を支配しそのまま居座りつづけて自らの私腹を肥やす局をこの周波数オークション制度でもって居座りにくくしてこういったことが繰り返されないよう働きかけてほしいと思います。 私の主張は本当に独断と偏見に満ちていて稚拙ではありますがこの制度が導入されるよう応援いたします。

72	個人			<p>[意見]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電波に入札(オークション)制を取り入れて、既存のテレビ局による電波独占状態を打破するべきである。 2. 電波使用料を値上げする。 3. テレビ局が新聞社などを持つクロスオーナーシップを禁止する。横並びの報道で言論の自由が保たれない。 4. テレビ局が楽曲の著作権を取得して自社宣伝するのを米国と同じように禁止する。(例:K-POPなどの人気捏造につながる) 5. BPO等の機関が他の圧力に屈せず、きちんと機能できるようにする。 6. 旧アナログ電波帯も有効活用し、是非オークション制を導入してもらいたい。(くれぐれも現TV局の子会社等に、優遇することがないようにお願いします。) <p>[理由]</p> <p>ご存じのように現在、フジテレビを筆頭に、NHK他のテレビ局の偏向報道は連日行われており、先日のフジテレビデモまで起こる騒ぎになっています。ところが、どの局でもこのデモを取り上げませんでした。先の衆議院選挙での民主党勝利の際にも捏造番組を多く作り、世論を誘導しました。自分達の都合の悪い出来事は全て隠す、このようなメディアでどんな役割が果たせるというのでしょうか？国民の影響力が大きいテレビ局がこのような状態で良いのでしょうか？このままでは、テレビ局の信用度はガタ落ちし、確実に誰も見ない無意味なメディアになってしまいます。国民は怒っています!!!</p> <p>自社の儲けのみに走っているフジテレビの現状を厳しく調査してしかる措置を取っていただきたいです。BPOも機能していないので、改善して下さい！</p>
73	個人			<p>NHKと民放各社は公共の電波をほしまにし、日々韓流という害毒を垂れ流しにしています。21日に行われたデモも無視することで無かったことにするなど、公平さのかけらも持ち合わせていません。これら公共性を持たない電波局に、わが国のテレビ放送を担う資格があるでしょうか。総務省におかれましては、ただちに電波オークションを採用され、敵の手先に成り下がった各社に免許事業であることを自覚させ、なお不適格な事業者をわが国から放逐して下さい。</p>
74	個人			<p>周波数オークション制度の導入に賛成です。今のテレビ局の在り方は甘すぎます。電波使用料は現在イギリスでは850億。GDP2倍の日本はたった42億。そこから得られる莫大な利益を得ておきながら、緩い規則と罰則。意図的な偏向報道によって、企業の悪評を流すと脅している噂もあります。クロスオーナーシップ等と言うくだけた言い方で、報道の精神を無視した協定まで結んでいます。外国人株比率も調査する時までは一時的に下げれば問題ないなど、とても公共の電波を使用する資格があるとは思えません。フジテレビについては既に1万人規模の抗議デモが行われたにもかかわらず、その意見書を拒否すると言う認識の甘さです。既存のメディアからこの資格を剥奪し、オークション制度を導入すべきです。電波使用料は一般財源として使われるということに賛成です。また、オークションの際には厳正な調査もお願いいたします。間違っても日本の国益に背くような団体・思考と関わる者でないこと。また放送の際には、責任者の名前と国籍を視聴者に明確にすること。同じ系列・関係者による周波数の独占がないこと。視聴者である国民から多くの要望が寄せられた場合には、監査が入る事。日本国籍を有しない従業員リストを年次毎に法務省(公安)へ提出する義務等々の規則が必要であると感じます。今あるメディアは無駄な富みと権力志向によって、非常に捻じ曲げられた報道しかしていません。すぐにもこの制度の導入を希望致します。</p>
75	個人			<p>オークションに賛成します。理由は、今の電波使用料金が余りにも安くその為安易な番組作りがなされているからです。フジテレビでは韓国の番組、韓国に関する番組ばかり流して視聴者の要望を無視しています。テレビ局ばかり好き勝手するのは許せません。電波使用料金を値上げして、国民の為になる番組作りをテレビ局がするようにして頂きたいと思います。</p>
76	個人	II-2	4	電波帯の利用が、公共の利益と日本国の利益に叶うものでなければならぬし、特定の企業・団体や他国に利益をもたらすものであってはならないと考えます。
		II-3-(3)	2	地上波デジタル放送への移行という形で、国民はテレビの買い換えを経験済みです。よって、上記を理由に再免許の際にオークションを免除する必要は最早なく、免許の再取得に際してはその都度オークションに参加すべきであると考えます。
		II-5		1と3を組み合わせた考え方を支持します。特に3については、国家財政の立て直しに役立つと考えます。
		II-7		我が国においても、電波帯の利用によって安全保障が脅かされることがなく、また国益に叶うよう、オークションの参加資格を設定する必要があります。
		II-8-(3)	2①	我が国においても、電波帯の利用によって安全保障が脅かされることがなく、また国益に叶うよう、オークションの参加資格に「日本国籍の所持」を追加すべきです。企業においては、議決権の有無に関わらず外国人株主の保有率が5%未満とすべきです。

77	個人		<p>資料を拝見させて頂きましたが、制度の導入目的に賛同致します。 最近のテレビの傾向は安価なもので制作費もほとんどかかっていないような番組が増えたと思います。動画サイトから面白おかしいものや、動物ものを拾ってきて、ゲストパネラーと一緒に見て笑うだけ。クイズ番組やイジメともとれるような内容のもの。 特定の国のコンテンツばかり多用したり等・・・ 高待遇・高所得の割には、番組制作に意欲を感じさせません。 国民共有の公共の電波を我が物顔で使用し、国民の意見も聞かず同じことを繰り返し、自分たちの都合のよいことだけは放送し、隠したいことは一切報道しない姿勢。 印象操作やサブミナル(一部のTVだけだと思いますが)等の洗脳報道や捏造。 嫌なら見なければいいという、芸能人まで現れました。 中立・公正な立場で報道しなければいけないTV局が、編集で全く違う解釈にするような捏造までする始末。 ネットを見れる環境にない方は偏った内容で、選挙等の国民にとっては大事な大事な選択をTVの情報のみでしなければいけないこと。国民が危険にさらされるかもしれないのに、良い部分のみを報道し、利害関係のある人・国・部分の悪いことは伝えない。 放送法違反をしても平然としていたり。 国民の共有物であるにも関わらず、特権階級にいるような上から見下した対応、さすがに異常をきたした報道内容に、国民の怒りも爆発しております。 数え上げればきりがありませんが、安い電波料金では視聴率がとれなくても、痛くもなく、いい番組を作ろうとする意欲もなくなることは想像がつかます。 電波料金が高ければ、資料率をとるために良い番組作りに励み、制作費を抑え、まともな情報収集もせずに簡単に電波にのせて話し、批判がでると「不適切な内容がありました。申し訳ございません。」で終わり。その不適切な内容で、苦しんだり、傷つけられた方が沢山いるというのに・・・ ほとほと内容にあきれ、今はほとんどテレビをつけなくなりました。 テレビの情報だけでは正確な内容がほとんど分からないからです。 特に政治・経済のニュース等は、初めからネットを検索した方が、正しい情報にあふれています。 昔は楽しい番組がたくさんありました。家族で見て泣き、笑い、翌日の学校では「昨日のあのテレビ見た？」とテレビの内容を友だちと語りあっていたものです。 国民には知る権利があります。その知らなければいけない情報させ、報道しない、自分たちの特にならないことは執拗に放送し、印象操作をする。 こんなテレビでは子供たちに見せることが出来ません。 メディア関係者は私たちとは逆に、今のままでと反対意見を言ってきているでしょうね。 消してテレビが嫌いなのではありません。ただ、偏向報道に怒っているだけです。 是非この機会に、メディアが正しい方向に向けてくれたらと祈るのみです。</p>
78	個人		<p>現状、テレビ・ラジオ等の無線局に於いて、著しく公共性・公平性・透明性を欠いた例が散見されます。よって以下の規制強化を意見いたします。 1. ステルスマーケティングの罰則化(放送法違反) 2. 音楽著作権所有の禁止(電波の公共性・米国では禁止) 3. クロスオーナーシップ制度の廃止(健全なジャーナリズムに不可欠) 4. 電波に入札制の取り入れ要求(電波の独占打破) 5. 電波使用量を20倍程度に引き上げ要求(現状80%国民負担・他国と比べ安すぎる) 6. 諸問題の発生をチェックする機能・組織の強化 7. 外国人保有株式比率を議決権の有無に係らず、20%と定める(現状:抜け道が存在する)</p>
79	個人		<p>1.電波利用料について 官僚の方々には経済学者と異なり社会正義や公平性を重んじてくださると存じます。 所謂、既得権益者の電波利用料は不当に安すぎたのではないのでしょうか？ NTTドコモは営業利益が1兆円近くあります。税金対策で貯め込んだ資産も相当のものでしょう。これはテレビ局についても言えます。非常に安い電波利用料の恩恵を受け、公正な競争を経ずに蓄財を成し、現在の地位を築いてきました。 このような不正に対する是正措置として電波利用料を既得権益者にものみ高く課するような政策を望みます。これは正義には反しません。特権を得ている者に対して高い税などを課するのは差別には当たりません。当然支払わなければならない対価です。 2.公正競争の確保 1の論点とも関係しますが、不公正な競争により富を成した者と新規参入者が同じ条件で競争するのは公正でしょうか？公正のはずがありません。一方は既にすべてが揃っています。 一等地、優秀な人材、税金対策や経費として使いまくって築き上げた機材あるいはさまざまな資産を有したまま競争するのはおかしいのです。認知度・信頼度といった無形の資産も含まれます。 もし、何ら是正措置を取らずに自由化したら正義に反する政策が取られたと判断されるでしょう。 仮にパチンコ自由化した場合の既存パチンコ業界と新規参入者と同じです。前者が勝つことが有利な競争なのです。 必ず勝つわけではありませんが、非常に有利な勝って当たり前の競争です。負けたとしても当たり前です。 よって、こちらも是正措置をお願い致します。</p>
80	個人		<p>周波数オークションの早期導入を求めます。 放送法で外国人株主の議決権比率は20%未満で定められているにもかかわらず、法の網の目をかいくぐるように言い逃れをするテレビ局(フジテレビ)が、外国資本の影響を受けてあたかも韓国のプロパガンダと化している現状を鑑みれば、周波数オークションの早期導入、及び放送法の改正厳正化が必要だと思います。 また、「電波は国民共有の有限稀少な資源であり、国民全体のために活用されなければならない」にもかかわらず、特定国家の利益を便宜し、日本国民の公益を妨げる内容の放送が現に行われているこの状況を憂います。 そのため、「電波の有効利用(公平で効率的な利用)の推進、免許手続の透明性や迅速性の確保」が必要であると存じます。 さらに、欧米諸国と比べて格段に安いといわれる電波利用料を適正な価格に引き上げるべきではないでしょうか。 そのことにより、「国の財政収入増加にも資すると想定され」、「市場の状況やオークションの制度設計によっては、新規参入・競争の促進、ひいてはイノベーションの推進、国際競争力の強化につながることも期待でき」ことは大変好都合であると考えます。 電波は国民共有の財産であるにもかかわらず、テレビ局の放送上のトラブルがこれまで幾度も取りざたされてきました。 今一度、電波に関する環境を厳正かつ公正に整える必要があるのではないのでしょうか。 そしてそれが今まさにこの時であると考えます。</p>

81	個人		<p>今日、既存のメディアによる電波の独占が続いております。彼等は自浄能力を著しく喪失しもはやジャーナリズムの体を為しておりません。放送業界には早急な風通しが必要です。総務省もこのままでは明らかな業界との癒着を糾弾される日も近いのではないのでしょうか？今日、いえ、戦後からかもしれませんが日本の、日本人のための放送メディアは存在しません。NHKなんて反日がスローガンのような局が何故あんなに多くのチャンネルを持てるのでしょうか？最近の日本人はインターネットの普及もあり、メディアリテラシーというものを持っています。メディアを危険視する人も増えています。一般の国民にもそろそろ公共の電波を使用する機会を与えてもらえませんか？日本人が日本人の、日本国のために放送局を設ける事は必然ではないのでしょうか？ここは日本です。韓国の事に触れざる得ないので問わざる得ないのですが、なぜ総務省では韓国によるメディア侵略を手をこまねいて見ているのでしょうか？日本の役人は優秀だと思います。しかし仕事はしてください。人が足りない等、理由がおありか？韓国はブランド委員会やコンテンツ振興院など莫大な国費を使いメディアを侵略しています。今日の戦争は武器弾薬を使う戦争ばかりじゃありません。情報戦の分野では、あなた方総務省が要となり防いでいただくしかありません。特に電波に関しては。韓国は今の政府の立場がどうであれ、価値観も到底共有できない敵国です。あなた方が何もしないのであれば国民の怒りは間違いなく、あなた方にも向かうでしょう。長々と書きましたが日本国民には日本国民のための放送局が必要です。既存のお金と権力の上に胡坐をかいているメディアは必要ありません。絶対にオークションなど電波の使用を変えていく機会は多く設けるべきです。</p>
82	個人	II-1	<p>電波は国民共有の有限稀少な資源であり、国民全体のために活用されなければならないはずなのに、現状この50年間特定企業のみ利潤追求に使用されている問題を解決しなければならない。海外の先進国では、オークションのメリットが圧倒的に大きいという結論になっている。またそうでなければ、ほとんどすべての海外先進国と多数の中進国・新興国がオークション導入に踏み切っている事実を説明できない。放送免許を拾得するためには、監督官庁の総務省の認可を得て、電波使用料を支払う。TV局の場合には通信会社よりも割安で与えられている。これは国民の利益を損なっているのではないかと。また、電力会社など同じような独占的な地位を持っている事も問題ではないのか？現在、テレビ局は電波を使って自らやその子会社が著作権や商品化の権利を持っているコンテンツを宣伝している。これは違法行為ではないのか？(例:フジテレビの場合は音楽出版会社をグループに持ち、自社が版權を持つ楽曲などを流すという企業利潤追求を行っている)約一兆円の価値がある電波を無料で総務省の裁量で決めた企業に渡すことはいかがなものか。周波数オークションを行わないことにより、新規参入がなくなり競争が活性化しない上に、経済的損失が発生する</p>
		II-7	<p>通信においてはインフラ及び洗脳も可能なものである為</p>
83	個人		<p>あまりに格安(タダ同然)で国民の財産である電波を独占使用させるのは、大問題です。独占したテレビ局は、反日番組を作ったり、怪しいお米 セシウムさんなどのふざけたテロップを作って日本国民を愚弄しています。</p>
84	個人		<p>現在の独占状況ではチェックが全くされていない。報道しない自由もあるとばかりにきちんとした報道がされていません。外国人の株式保有率も20%を超えるテレビ局もありますし、外国人による支配も規制されていない現状もあります。日本国民の共有財産である電波を一部の企業が独占し、異常に安い使用料で自分たちに都合の悪い情報は隠蔽する。こんな状況では日本国民の共有財産とはいえないのではないのでしょうか。オークションで適正な価格で他企業にも参入でき、チェックする期間も設け、日本国民の共有財産である電波を適正に使用できるようにして頂きたい。</p>
85	個人		<p>ご周知かと思いますが、現在日本の地上波テレビにおいては日本国民に対する差別的と思われる放送内容やプロパガンダ的放送内容が配信されております。民放局だけでなく、本来日本を代表すべき公共放送であるべきNHK放送協会までも積極的に韓国系の番組を放送しております。その為国民の間では地上波放送に対して嫌気がさし、地上波放送離れが起きている現状があります。実際私の家でも1日1時間程度しか地上波を見ておりません。また、民放テレビ局においては広告代理店と組み不透明なお金の流れによって韓国寄りの放送をしているという噂も聞いております。海外ではそういった事態が起こらぬよう、電波オークション制度が制定されているのではないのでしょうか？事実現在の日本の電波使用料は先進諸外国に比べ、異常とも思われる程低く設定されております。しかも電波使用料の収入の80%は携帯電話会社が負担しているというのが現状です。地上波テレビ放送局は低額の使用料のみ支払っておけば、どんな偏った放送をしても良いのでしょうか。こういった状況を打破する為にも、電波オークション制度を制定し相応の対価を国に支払うべきだと考えます。電波オークション制度を導入する事により、国に対する税収入も増え財源増も可能ではないのでしょうか。</p>

86	個人		<p>私はこの周波数オークションに賛成しています。</p> <p>このオークションが財源になるという事もあるのですが、何より今のテレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアによるあまりにも酷い偏向放送、ねつ造、論点のすり替え、情報操作、世論操作にあります。先月の菅前総理大臣の献金問題は酷すぎます。国会での事をNHKですら取り上げなかったとはどういうことでしょうか、もし、きちんとマスメディアが取り上げていたのなら違う今があったのではと思います。そこで、なぜ今のマスメディアが偏向報道しているか言えば外国の干渉のせいです。</p> <p>直接的に、間節的(韓国一電通)にまたは内部から(在日株)あの手この手です。</p> <p>外交資本も外国からの影響も断つべきだと思います。</p> <p>日本の電波です。海外向けの報道が見たいのならば、アメリカのように専門チャンネルを見ればいいのです。</p> <p>同時に転売にも反対いたします。理由は不透明になるからです。国の電波なので立ち行かなくなったら国に戻すべきです。</p> <p>国に戻したうえで残りの期間を再オークションにかける等しては如何ですが問題点は新規参入の難しさになると思います。</p> <p>今のマスメディアは外国(主に中・韓)の都合の悪い報道はせず、日本人に不利になる報道をしています。このことを踏まえペナルティを貸したら如何でしょうか？</p> <p>ペナルティで仮に落札価格10倍。こうすれば新規参入はしやすくなると思います。</p> <p>倍数については思い付きです。ただ、今のほとんどのマスメディアには落札してほしくはありません。</p> <p>オークションの周期なのですが短くしては如何でしょうか？</p> <p>長くすればそれだけ落札額も高くなります。分割ではなく一括で払いやすくする為にも周期を短くし落札価格が上昇しすぎないようにしてはどうでしょうか？</p> <p>そしてオークションごとにその間の放送内容に対して偏向報道などがあればペナルティを貸す。</p> <p>など、落札されから終わりではなくその落札して何に使ったかも見て行く、又は取り締まっていく必要があると思います。</p> <p>携帯電話会社で言うとソフトバンクは撤退して頂きたい。</p> <p>理由は外資系であり、犯罪に使われる携帯の7割がソフトバンクであり指導を受けており、個人情報韓国TK社に移行するという事です。</p> <p>このTK会社は、KTの職員、約730万人の個人情報を盗用、個人情報流出:KTとLG/パワーコムに営業停止処分 朝鮮日報: 2008/08/26、</p> <p>【韓国】KTが顧客情報利用し選挙広告、波紋広がる 朝鮮日報: 2010/07/04さらにKT社は、竹島の不法占拠を推進するCMも提供しています</p> <p>あと、auKDDIIにも中国が手を出そうとしています。これにも反対いたします。</p> <p>話は戻りまして、マスメディアの偏向放送の件なのですが実は総務省にお電話を掛けた事があります。</p> <p>放送倫理番組向上機構の方に言っただけという回答でした。</p> <p>勿論当テレビ局にも電話もしました。オペレーターの方が口だけで対応されるだけでした。</p> <p>8月21日フジテレビ抗議デモに関してもマスメディアは足並みをそろえて無視です。</p> <p>しばらくして一部で取り上げたといっても、相変わらずの歪めた記事です。</p> <p>いまだに偏向報道をしています。放送倫理番組向上機構も放送法も残念ながら正常に機能していません。</p> <p>これらの、改善を求めます。周波数オークションに関しても取り入れるにあたって色々な法を作られると思います。</p> <p>法のグレーゾーンを悪用されないような法を望みます。</p> <p>話はそれるかもしれませんが、中立性を保ちたいのであれば放送局は株式上場すべきではないという意見を見ました。確かに納得しました。</p> <p>後、気になったのが乗っ取りです。</p> <p>オークションで落札してもその後外資系などに乗っ取られてはなりません。その点も含めた制度にして頂きたいです。</p>
----	----	--	---

87	個人		<p>周波数オークション制度は、絶対に導入するべきです。 その論点の前に、フジテレビの電波法問題・各日本マスコミと韓国マスコミの奇妙な住所一致・スイス民間防衛について触れます。 ・電波法第5条第4項の概要： 無線局(放送局)は以下(第1～4号)に該当する場合、無線局の免許を与えない。 ・電波法第5条第4項第3号の概要： 外国人・外国法人によって議決権の割合が5分の1以上を占めるもの。 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO131.html ↓フジTV・メディア・ホールディングス2010年度IRより抜粋 ①株式(完全議決権株式)数:2,346,298 ②外国法人等の持株:460,619 ③名義書換拒否した外国人持株:230,304 ④議決権の数(①-③):2,072,792 http://www.fujimediahd.co.jp/ir/pdf/statement/t70/report.pdf http://www.fujimediahd.co.jp/ir/pdf/report/r70.pdf →外国人株主比率:(②+③)÷①×100=29.4% 一名義書換済み外国人株主比率:②÷①×100=19.6%(←フジテレビ記載数字) 一議決権の外国人比率:②÷④×100=22.2%</p> <p>電波法第5条では、外国人の「保有株の割合」ではなく「議決権の割合」が対象フジTVは22.2%(5分の1超)で電波法違反、放送免許取消に該当 決算報告書によると議決権のある発行済み株式総数に占める外国法人や外国人の議決権持ち株比率は19.99%。 決算時点の話ですから、決算期ではない時期は20%を超えていると予想できます。未満はその数字は含まず、以下と以上は含む。 電波法は、20%(5分の1)以上禁止ですから、20%だと違反です。フジ決算書のPDF見ると注記がありますが、19.99%という数字に意図がみえます。 日本のマスコミ・韓国マスコミ 韓国文化放送(MBC) 〒135-0091 東京都港区台場2-4-8 18F フジテレビジョン 〒137-8088 東京都港区台場2-4-8 韓国聯合TVNEWS(YTN) 〒105-0000 東京都港区赤坂5-3-6 TBSテレビ 〒107-8006 東京都港区赤坂5-3-6 大韓毎日 〒108-0075 東京都港区港南2-3-13 4F 東京新聞(中日新聞社東京本社) 〒108-8010 東京都港区港南2-3-13 朝鮮日報 〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1 4F 毎日新聞東京本社 〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 韓国日報 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-1 8F 読売新聞東京本社 〒100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1 東亜日報 〒104-0045 東京都中央区築地5-3-2 朝日新聞東京本社 〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2(AFP, NYT) 韓国放送公社(KBS) 〒150-0041 東京都渋谷区神南2-2-1NHK東館710-C NHK放送センター 〒150-8001 東京都渋谷区神南2-2-1</p> <p>では、なぜ電波オークション制度を導入するべきなのかという見解を述べさせていただきます。 私はその理由として、「日本」国民のための公共の電波が、完全に特定の国のためのプロパガンダとして私的利用されている現状をこのまま見過ごせば、日本は内側から蝕まれ、日本の国家・国民の主権が侵されて亡国の歴史をたどることになるだろうと危機感を抱いているからです。 ここでスイス民間防衛論について引用します。 「スイス政府民間防衛」より。新しい戦争。その名も「乗っ取り戦争」 第一段階「工作員を送り込み、政府上層部の掌握。洗脳」 第二段階「宣伝。メディアの掌握。大衆の扇動。無意識の誘導」 第三段階「教育の掌握。国家意識の破壊。」 第四段階「抵抗意志の破壊。平和や人類愛をプロパガンダとして利用」 第五段階「教育や宣伝メディアなどを利用し自分で考える力を奪う。」 最終段階「国民が無抵抗で膺げになった時、大量植民。」 ここで注目したいのが、最近話題になっている一部メディアによる韓流偏向報道についてです。 現在、音楽やテレビドラマ、雑誌などでいわゆる「韓流」報道が異常に加熱している状況です。 それに伴って、一部メディアによる日本を貶めるような行為(特定スポーツ選手への嫌がらせ報道やサッカーでの「韓日戦」表記)、韓流コンテンツの著作権を持つメディアによる自社番組での強引な宣伝、観客数水増しや起きてもないブームを煽る行為、時代劇やアニメで行った日本が持つ良質なコンテンツの放映時間の大幅減少といった、社会通念上、不適切あるいは今後の日本文化の発展に向けて好ましくないとと思われる現象が多発しています。 これはまさしく、スイス民間防衛の、血が流れない戦争の第四・第五段階にあてはまるのではないのでしょうか。 今の日本は自国をまもるために海外に比べ、圧倒的に安い電波使用料でぼろ儲けをしているTV局の天下を終わらせる必要があるのではないのでしょうか。 ニュース・情報番組・バラエティ・アニメで朝から晩まで24時間、連日連夜日本を貶め、特定の国家を洗脳のごとく賞賛し、情報操作・世論誘導を行い第四の権力として自民党から民主党に政権交代をさせるほどのTV局の影響力の大きさは自衛のための武力しか持たないとされる日本にとって、身震いするほどの脅威だと感じませんか。 麻生氏を「漢字がよめない」として徹底的に叩き、北朝鮮に献金をした菅氏に対しては批判どころかフォローをする日本のマスコミは外患誘致罪の片棒を担いでいるのだと認識するのは、軽率な判断なのではないか。 フジテレビを含む日本のマスコミは左翼思想にとりつかれているというよりも日本国を孫の世代の頃には朝鮮・中国に譲り渡そうと積極的に活動している売国思想に染まっているように思えます。 日本を築き上げてきた先祖にも、この国で笑顔で暮らしていくはずのみんなの子どもにも顔向けができないような、おぞましい罪を犯していることをTV局は自覚できていません。 外国資本がメディアに強い影響力を持ち、洗脳工作の支持・情報操作に介入できないように、また「通名だから気づかなかった」という言い逃れは断じて許さないようにしっかりとした“ざる”ではない法制度をお作りになっていただきたい思います。 そのための手段の一つとして、電波オークション制度を導入し、TVの殿様商売をやめさせるべきです。 議論にあたる方々は、自分がこの職に就いている間、自分の家が存続できるうちは・・・などと考えるのではなく、 これまでこの日本で生活してきたのは日本列島で営みを続けてきた先祖の方々の長い、長い歴史・文化という努力の積み重ねのおかげであるということと今一度認識していただきたいとも思っています。 日本という国家、日本人という国民の存続が数十年、数百年というスパンで考えたときに、この電波オークション制度の導入いかに大きく変わるのだと、大げさだと一笑に付すのではなくどうか真剣に受け止めてください。いち日本国民として、心からお願い申し上げます。</p>
----	----	--	--

88	個人	II-2	4	<p>テレビ放送などをオークションの対象外とすべきではない。 社会的な影響が大きいにも関わらず、日本では、その寡占を利用して目に余る偏向報道を行い、お互いにそれを守りあうことで国民の知る権利を侵害している状況が見受けられる。 このことは、公共放送で国民から視聴料を徴収して運営している日本放送協会ですら例外では無いことを、そろそろ問題にしなければならない。電波オークション導入以前に、現在の放送で整備されていない法律を早急に整備すべきである。</p> <p>1. 米国では禁止になっているステルスマーケティングが平然と行われているため、禁止措置が必要である。 2. テレビ局の状況を批判した俳優が事務所をクビになりメディアを批判すると社会的に抹殺されてしまうという言論弾圧の酷さ。テレビやマスメディアに不都合な報道はお互いにしない護送船団方式を改善しなければならない。</p> <p>例：NHKスペシャル シリーズ「JAPANデビュー」の台湾訴訟 日本兵が人肉を食べたと放送で編集。実はねずみの肉だったなど。 酷い事案であるのに、他のメディアが非難をすることがない。</p> <p>3. 特定の国の情報ばかり目立ち、広い世界の情報が得られなくなっているダイバーシティとは程遠い現状を是正する必要がある。現状ではその日に放送されたニュースを誰が選択しているのか解らず、ニュースのプライオリティが一部のみに決められてしまい、日々のニュースがわからない。また、特定の国の人の犯罪については、実名を公表しておらず公平は報道とは言えない。 4. 特定の国のパブリック・ディプロマシーに乗った番組が多く、広く中立な報道がなされていない。現状を改善するために、各国の日本の報道状況と明らかに合致しない過剰な情報が流されている場合には、是正措置が取られるようにする。 例 フジテレビ、TBS</p> <p>5. 新聞社などを持つクロスオーナーシップを禁止し、放送の真の中立を保てる法整備を望む。 6. 法律を順守しない企業のオークション参加資格停止にすべき。例えば電波法、放送法の順守を厳密にし、罰則を設け、違反している場合には、オークションの参加資格をはく奪されるべき。また、現在違反している企業から罰則金を徴収し、税収にすべき。 例 フジテレビ、TBS</p> <p>また、外国人保有株に議決権が無い外国人が含まれるので、外国人保有株は20%以下であるという詭弁で停波を逃れようとしている会社がある。 その会社の詭弁によると、発行済み株式総数を100と仮定すると、外国人の保有株数は28でその内20は議決権の無い株式なので問題が無いのだという。しかし、議決権の有る日本人株主の保有株数は、100-28=72。つまり議決権の有る株式の総数は、20+72=92ということになり、外国人株主の議決権比率は、20/92=21.7%となり放送法で規定された20%未満を上回ってしまう。 フジテレビなどの明らかに詭弁で放送法をごまかそうとするような企業は、オークションへの参加資格もはく奪し、今すぐ停波にすべきです。 その空いた帯域をもっと有意義な電波の利用に活用し、社会に役立てる必要がある。 また、放送倫理機構などでは放送の倫理は守られることが無いため、消費者庁などに、視聴者の目線でステルスマーケティングや特定の国の大衆文化のみを過剰にとりあげ、実際に隠れている国際問題は一切報道しない偏った報道を繰り返し、BPOなどに抗議しても是正されないで、国民の知る権利を侵害した報道姿勢を国民の目線から監視する機関を設ける必要があると思われます。 テレビ局に対する電波利用料はわずか7億円であり、アナアナ変換対策にかかる暫定追加電波料30億円。合計38億円であり、携帯電話会社が多く負担することで間接的に国民の負担する額と比較してテレビ局が負担する額が微々たるものであり、国民の負担が大きすぎる。</p>
89	個人	II-7		<p>現在のマスコミは韓国にコントロールされているような気がします。現に竹島などの日韓問題や、お台場で行われた「フジテレビよ韓国ゴリ押し止めろデモ」など韓国に都合の悪いことは決して番組で取り上げません。韓国の悪口を言う芸人は解雇されます。 フジテレビは菅元総理の献金問題(首相が北朝鮮のスパイの可能性が0ではない事を示唆する重大問題)をテレビ番組で取り上げませんでした。 こういう事を繰り返すような事は避けなければいけません。</p>
90	個人	II-3-(2)		<p>日本の民放各社は、非常に安い料金で公共の電波を使用し、大きな利益を上げている。 現行の制度は一種の特権であり、電波使用料の根拠は、現在の日本において、放送各社が社会的責任を認識するには不十分である。結果として、放送各社が公共性を無視し、利益中心の暴走とも思える行為を繰り返していることは、決して容認出来ない。 池田信夫著「新・電波利権」によれば、海外の事例をもとに日本の電波の価値をGDP比で試算すると、その総額は年間2兆4000億円相当とされている。 我が国の最優先事項である東日本大震災の復興資金を、増税に頼ることなく捻出し、放送局の暴走を止める為には、国民の財産である電波のオークション化・公正化が絶対に必要である。</p>
91	個人			<p>1. 国家財政が破たんすると言われているほどの赤字のなか、増税の話も真実味を帯びてきております。このようななかでテレビ業界だけが国民の資産である電波を格安で借りている状況は財政負担の見地からもおおきな不公平感がありその是正を求めるとは当然である。オークションになれば1兆円ともいえる国家収入が見込めるらしいので増税の前にこの収入を考えてほしい 2. 最近のテレビは低視聴率傾向がとまらず国民の期待に応えてると言い難い。既存のテレビ局は番組を制作する能力が著しく落ちており、また偏向具合がひどいと感じている。是非オークション制で新しい企業の参加を促し、言論の多様化を図ってほしい 3. 地デジ化でテレビの買い替えなど国民に多大な財政負担を強いている。オークションによる電波枠の売却によって還元してほしい 4. 在京キー局は系列のローカル局ならびに新聞ラジオと資本関係があり、欧米諸外国で規制されているクロスオーナーシップ制を導入しており、言論の多様性が著しく制限されている。放送電波枠だけでも多様化してそのようなメディア村といわれるような状況を是正すべきである</p>
92	個人	II-2	4	<p>放送が特別な社会的影響力を有する情報発信手段である事は事実であろうと思いますが、娯楽コンテンツ等の分野では、現在はその役割については終えていると思います。 広告外収入の為にブームを作りこんでトップダウンで視聴者に押し付けるビジネスモデルは、現在のネット社会に於ける個人の嗜好やニーズに応える様々なサービスが実現されている時代には必要性を感じませんし、むしろ公共の電波を私利私欲のために使っている現状は、公共性、倫理観からも逸脱していると感じます。 この部分の電波を解放しオークションにかければ、新たな市場の開拓や新規参入者の競争によるイノベーションの推進、国際競争力の強化、及び経済効果に留まらず、現在、経営が逼迫しているコンテンツの制作会社や作り手の受け皿としての効果も期待でき、それこそ豊かな国民生活、活力ある社会、地域の文化の維持発展等に寄与するのではないかと考えます。 但し、非常災害時などにはライフラインとして情報伝達を行うという極めて重要な公共的役割を担っているのも事実であり、全てを解放する必要は無いと考えます。</p>
		III		<p>当該制度はイノベーションの推進、国際競争力の強化等、日本の未来の中長期的な発展に於いて重要な役割を担っていると考えます。 UHF(地上波デジタル)／地上波アナログUHF)バンド(470MHz - 710MHz)についても検討を続け、その情報を積極的に国民へ開示し国民レベルでの議論にも役立てて頂きたいと考えます。何故なら、電波は国民共有の有限稀少な資源であり、国民全体のために活用されるべきで、国民自らがその貴重な資源を有効利用する為に積極的に考える必要があると思うからです。 放送各社がこの制度を積極的に報道しない場合、同懇談会で中心的な役割を担っている方々にネット上での積極的な問題提起等をして頂きたいと思います。</p>
93	個人	II-2	4	<p>基本的に周波数オークションには賛成です。ただし、全ての帯域で行うのではなく2つのグループに分けても良いと考えます。 1、現状より安くてもかまわないので、より公共性と中立性を高めた周波域とし、クロスオーナーシップやステルスマーケティングなどは禁止し、メディア間のチェック機能が働くものとする。 2、オークション周波域、商業主義を肯定するかわり、報道は行わない。緊急速報などはNHKから送信するなどに対応する。 現状の民放のプログラムは、朝の情報番組から似たような構成であり、4～5のチャンネル数の必要性は感じません。しっかりと独自取材に基づく報道番組や、こころから楽しめる娯楽番組を提供してくれるTV局を望みます。</p>

94	個人			<p>まず、周波数オークション制度の導入には全面的に「賛同」いたします。</p> <p>理由としては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在、公共の電波は既存のテレビ局が独占しており、他の業者が入り込む隙がない。自由競争の原理に反する。 2. 電波使用料金が非常に安く、テレビ局は広告収入などで莫大な利益を上げている。テレビ局が破格で電波を使用している分、携帯電話の使用者が高額な電波使用料を負担させられている。 3. 電波の使用は免許制であるにもかかわらず、現在テレビ局が自局に有利な報道をしたり、番組内で広告を大量に流すなど電波を私物化しているのは明らかであり、たとえテレビ局が社会通念上大きな問題を起こした場合でも、免許を剥奪されることが皆無に近い状態である。 4. 電波をオークション制にすることにより、電波使用料が値上がりし、大幅な増収が見込める。 <p>以上の点が、電波のオークション制導入に賛同する理由です。</p> <p>なお、電波オークション制度を導入する際は、外国資本の流入は、日本人の利益を優先する放送を維持する為にも、現在より参入条件を厳しくするべきであると考えます。</p>
95	個人			<p>最近のメディアの偏向報道にウンザリしているので、偏向報道撤廃の一助になるならオークションに賛成です。ただ今の放送法に関しても不備があり、同じ轍を踏んで欲しくありません。電波、通信は安全保障の問題です。外国人に乗っ取られてはなりません</p>
96	個人			<p>賛成です。</p> <p>テレビ界の競争に拍車をかけ、クオリティの高いエンターテインメントが生み出される可能性が上がると思います。</p> <p>また、増収にも貢献できるのでは？と思います。</p>
97	個人	II-1		<p>周波数オークション制度の導入について、下記の理由により賛成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規参入が可能となれば、市場の活性化に繋がり、放送事業の様々な面での発展に繋がる。 2. 現在、放送事業者の支払っている電波利用料は、他の先進国と比較しても著しく安価であり、その一方で放送事業者は莫大な利益を上げており、限りある公共の資源である電波が、国民の為に最大限に有効活用されているとは言えない。 3. 現在、電波利用料の80%を携帯電話事業者が支払っており、著しい不公平感を是正する必要がある。 4. わが国では現在、震災復興や財政再建の為に財源確保が困難な状況にあり、増税論議が起こっています。 <p>オークション制度を導入した国では、電波利用料による国の収入が大幅に増額されており、日本でもこの制度を導入し、被災地の復興財源などに充てることが国民の利益であると考えられる。</p>
		II-7		<p>外国資本の介入は外国政府や、外国人により日本国民に対し、洗脳活動や世論誘導、宣伝活動等に日本の電波が利用される可能性を含み、日本国民にとって著しい不利益を及ぼす危険性が高いため、既存の免許者と等しく電波法等の法令で厳しく規制されるべきであると強く考えます。</p>
98	個人	II-8-(3)		<p>周波数オークションの導入に関する提案募集及び再提案募集の際の意見にもあるとおり、周波数の割り当てに当たっては、「経済的な価値」や「電波の能率的な利用」など、経済合理性ばかりを偏重した議論ではなく、特に電波の公共性や社会インフラとしての機能についても考慮することは必須である。</p> <p>よって、入札手法については、金額のみを考慮した入札ではなく、会計法 第29条の6第2項に基づく「総合評価型一般競争入札の形態」を検討すべきである。</p> <p>なお、総合評価にあたり、放送法に規定される事業においては、放送法第3条において他者からの干渉・規律が制限されていることから、自律的な放送の適正化を強くもとめる必要がある。そこで、放送法第4条の実効性を確保する観点の評価項目として導入すべきである。</p> <p>また、総合評価における提案の実現を担保するため、事業者による提案内容(事業者が自らのような手法により放送法第4条を実現するのか)を公表すべきである。</p>
99	個人			<p>電波オークション制度は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラがある(地デジ化したから) ・他の先進国では既に運用している(運用に関しては参考に出来る) <p>そして何よりも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増収が入る おおよその試算で2兆円 <p>今増税云々で騒ぐ以前に、増収の面だけで見てもすげえメリットがあるのではと強く感じます</p>
100	個人			<p>■電波オークション制度に賛成いたします■</p> <p>■賛成する理由■</p> <p>電波オークション制度は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラがある(地デジ化したから) ・他の先進国では既に運用している(運用に関しては参考に出来る) <p>そして何よりも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増収が入る おおよその試算で2兆円 <p>今増税云々で騒ぐ以前に、増収の面だけで見ても大きいメリットがあるのではと強く感じます</p> <p>オークションをしないという、納得のいく理由をお聞きしたいくらいです</p>
101	個人			<p>私は賛成します。</p> <p>電波の使用権を競売にかければ多くの増収が見込まれます。</p> <p>そして、現状格安で使われているTV電波におけるコンテンツの偏-向は厳しく追及すべきです。</p> <p>* 電波利用料収入653.2億円(平成19年度)。そのうち80%を携帯電話会社が負担しています。</p> <p>* 放送局に対して社会的責任を認識させるには不十分な額であり、-放送局の暴走を許しているのではないかと、といった指摘がなされています。</p> <p>民放各局はタダ同然で、公共の電波を使用し、殆どの電波使用料を-携帯電話利用料から支払われています。</p> <p>復興の資金を捻出する意味でも、放送局の暴走を止める意味でも電-波のオークション化・公正化が必要です。</p>
102	個人			<p>周波数オークションは、増収も見込まれ、視聴者の意見も番組に反映されやすくなる制度だと聞きます。</p> <p>増収が叫ばれる中、少しでも増収につながり、使用者のメリットになるのなら推進するべきではないでしょうか？</p> <p>業界も活性化されることでしょう。</p>

103	個人		<p>「周波数オークション制度の導入に関する中間論点整理」を拝読させて頂きました。文中「今後の検討の進め方」においてまず携帯電話をモデルケースに制度設計を進められるということですが、今回はそれ以外、テレビに関しても同様に意見として書かせて頂きます。</p> <p>周波数オークション制度実施について賛成です。</p> <p>まず、税収の増加に関して見込める点は大変大きいと考えます。限られた会社のみが安価で使用している状態は「電波が国民の共有希少な資源」である観点から適していないと考えます。</p> <p>現在のテレビ局役員・社員の高額な報酬や放送内容が必ずしも公共性を保っている状態ではない点を考えると一層、導入については妥当と考えます。</p> <p>また、新たな事業者の参入が容易ではない事態は、今後の業界全体の発展に好ましくない状態かと考えます。これは国民の利益を損ねてしまう状況と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3.11のような大災害でも、国民に対して電波が果たした役割が大きいこと （さらなる公平で安定した供給が必要と思われる） ・テレビなど公共性が非常に強いこと <p>以上を考えると公共性を保つ為には、限られた会社が安易に権利を保有し続けることは適さないと思われるからです。しかしながら、そのオークション参加の権利の付与に関しては、厳重にせねばならないと考えます。</p> <p>第一に、安定した供給を行う為には、会社の財務等の状況の確認・審査（規定も含めて）も必要かと思えます。第二に、私は外資・外国人規制を設ける必要があり、二次取引は禁止すべきと考えます。</p> <p>また、一旦付与された権利についての監視が同時に必要になると考えますが、その際の規制は厳重にすべきと思います。理由としては、公共性を保つ為には下記の2点が重要となると考える為です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国民の利益よりも外資等の利益を優先する事態となることを防ぐこと ・二次取引を許可すると公正な利用を監督することが難しくなると考える為 <p>混乱した状況を生み出す可能性のあるものは、最初に排除すべきと考えます。</p> <p>以上、駄文、簡単ではありますが意見とさせて頂きます。より公正で公平な電波の利用を望んでおります。</p>
104	個人		<p>周波数オークションに賛成いたします。</p> <p>震災の復興や原発事故の補償などで今後多額の税金が投入されると思います。ですが、この不況時に重税を課せられることは日本経済に大きくブレーキを掛けることとなり長期的どころか短期的に見ても大きく国益を損なうことは明らかです。日本の電波は諸外国に比して非常に安価でテレビ局各社の独占状態で利用されています。周波数オークションを行えばその収益を復興や補償に回すこともできますしテレビ局各社の報道姿勢の矯正にも繋がります。利点が大きすぎて採用していただきたい制度です。</p> <p>さらに、テレビ局各社は他社が入ることのない状況で現在のテレビ報道は明らかにテレビ局の特定の意向に大きく傾いた内容ばかりです。去る8月21日に東京都港区台場のフジテレビ社屋にてネット上の呼びかけに応じた一般市民数千人(数万人という説もあります)がフジテレビの偏向報道に異を突きつけるデモが行われました。ですが、この報道はテレビでは一切報道されておりません。</p> <p>また、スポーツなどの報道でも日本選手の活躍よりも特定の他国の選手ばかりを大きく取り上げる、特定の他国に対してマイナスイメージに繋がる報道はどの放送局も一切報道しないなど現在の日本のマスメディアは明らかに不自然な方向に向かっていきます。</p> <p>民法放送では自社の子会社の商品をドラマや報道に紛れ込ませ公然とステルスマーケティングを展開している始末です。本来テレビ局に課せられた使命は情報を公平に広く知らしめることにあります。安価な電波料でテレビ放送をできるのはテレビ放送が公共のもので国民の利益となるものであるからでしょう。ですが、現在のテレビ局の報道を見る限り国民のために公平な内容の報道を心がけている放送局は皆無といっても過言ではありません。日本の大きな収入源のひとつとするため、報道局の正しいあり方を追求するためにぜひ早急に周波数オークション制度を導入していただきたくお願い申し上げます。</p>
105	個人		<p>免許の更新毎に多額の税収が見込めると考えられます。この原発被害などの国難を乗り越えるためにも今すぐでも導入して頂きたいです。同時に、電波利用料の使途も明瞭にすることもお願いします。更新期間についてはオリンピックの放送に合わせて4年が妥当ではないでしょうか。</p>
106	個人		<p>まず、インフラがある他の先進国で運用されているところを参考にします。日本国民のためなので、在日帰化人はオークションに参加できないようにする。税収が2兆円は入るので、増税よりこっちは優先すべき。情報はとても価値があり、権利を握るものに有利に動かされないように放送法を見直し、さらにFCCのような機関、ユーザー、行政、裁判所が常時チェックする態勢にする。オークションは賛成ですが、抜け穴を作らないために他の先進国の例などを参考にしつつ慎重にやってもらいたい。</p>
107	個人		<p>「電波は国民共有の有限希少な資源であり、国民全体のために活用されなければならない」にも関わらず、自社の利益の追求のために電波法上の外資規制を無視し、国民共有の財産である電波を私利私欲のために悪用している使用者が目立ちます。とくに最近のフジテレビは韓国資本の圧力に屈して、かの国の文化や商品のごり押しが目立ち、のみならず日本に不利益を蒙らせる意図も見え隠れします。我々国民の電波がこのような扱いを受けていることに非常に危機感を抱きますと共に、そういった事態を今後改正していくためにも、この周波数オークションの導入は効果的かと存じます。「また、行政裁量の余地が少なく、手続の透明性や迅速性につながることも期待される」ことは、公共の希少財産である電波の「公平で効率的な利用」のために有効であろうと推測されます。また、欧米と比較すると日本の電波使用料は格段に安いと聞きます。この制度の導入により、「国の財政収入増加にも資すると想定される」こと、そして「市場の状況やオークションの制度設計によ C\$F\$O、新規参入・競争の促進」、ひいては「イノベーションの推進、国際競争力の強化につながることも期待」され、日本経済に寄与するところも大きいと存じます。国民の財産を守り、かつ有効に活用するため、厳正にして公正な制度の導入に期待いたします。</p>

108	個人			<p>「電波は国民共有の有限稀少な資源であり、国民全体のために活用されなければならない」にも関わらず、自社の利益の追求のために電波法上の外資規制を無視し、国民共有の財産である電波を私利私欲のために悪用している使用者が目立ちます。</p> <p>とくに最近のフジテレビは韓国資本の圧力に屈して、かの国の文化や商品のごり押しが目立ち、のみならず日本に不利益を蒙らせる意図も見え隠れします。</p> <p>我々国民の電波がこのような扱いを受けていることに非常に危機感を抱きますと共に、そういった事態を今後改正していくためにも、この周波数オークションの導入は効果的かと存じます。</p> <p>「また、行政裁量の余地が少なく、手続の透明性及び迅速性につながることも期待されることは、公共の希少財産である電波の「公平で効率的な利用」のために有効であろうと推測されます。</p> <p>また、欧米と比較すると日本の電波使用料は格段に安いと聞きます。</p> <p>この制度の導入により、「国の財政収入増加にも資すると想定されること、そして「市場の状況やオークションの制度設計によっては、新規参入・競争の促進」、ひいては「イノベーションの推進、国際競争力の強化につながることも期待」され、日本経済に寄与するところも大きいと存じます。</p> <p>国民の財産を守り、かつ有効に活用するため、厳正にして公正な制度の導入に期待いたします。</p>
109	個人			<p>私は周波数オークションに賛成いたします。</p> <p>先日、新しい総理大臣が増税を検討しているというようなニュースを聞きました。</p> <p>国民の財産は本来平等に使用されるべきである所、現状ではテレビ局などは電波を格安で使用し、新規参入もままならない不平等な状況になっていると思います。</p> <p>オークションという開かれた形で、新たな事業者にも参入のチャンスが与えられ、税収も大幅に増えて利点だらけに見えます。</p> <p>(欧米諸国ではオークションの税収が数千億円にのぼると聞きました。)</p> <p>国民に負担をさせず、今不当ともいえる形で利益を得ている企業から徴収するほうが先ではないでしょうか。</p> <p>電波は国民のために使用すべきです。電波利用料の使途も明確にして欲しいです。</p>
110	個人	II-1		<p>電波は国民全てが共有する重要な情報源であり、その事は本年3月11日の東日本大震災においても強く実感されました。</p> <p>しかしながら、現在電波発信者は限られている上に流動性がありません。</p> <p>また民法においては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スポンサーの意向のみを重視する放送内容 2. 視聴者や出演者、国民を白痴視・侮蔑していると思える放送内容 <p>等が目立つなど、自浄性に乏しい面がしばしば見受けられます。</p> <p>以上、電波事業の流動性による競争・自浄作用の期待面から、オークション事業に賛成します。</p>
		II-3-(1)		<p>国民の公共の利益・福祉を護るために、オークションの参加資格に起きまては、資本の明瞭性をより厳密かつ明らかにするべきと考えます。大株主の内容と比率を明確にし、同時にあわせて、広告主もその金額を明確に一覧として公表する仕組みを明確にしなくてはならないと考えます</p>
		II-5		<p>オークション収入を国税に充てることにより、昨今の財務難にも非常に有益であると考えます。</p> <p>この点から、中間報告書6、オークション 収入の使途は、③一般財源として国民に還元すべしと考えます。</p>
111	個人			<p>現在のテレビ報道は目に余るほど偏向報道が酷く、「電波は国民共有の有限稀少な資源であり国民全体のために活用されなければならない」という文言に大きく反していると思います。</p> <p>周波数オークション制度導入、賛成します。</p> <p>ただ、その企業がどのような会社なのかという審査がかなり重要なのではないかと思います。</p> <p>他国からの内部干渉のような今のテレビの現状から考えて、スパイ的な思考を持ち合わせた企業は排他すべきだと思います。</p>
112	個人			<p>・税収の増大が見込めること。</p> <p>・昔と違って昨今は携帯電話などの、電波を使用する機器が増えてきた。こうした電波の需要が高まっている中、競争が行われないのは自由経済に反すると思われること。</p> <p>以上の二点から周波数オークション制度の導入に賛成いたします。</p>
113	個人	II-1		<p>オークション制度の導入に、一視聴者として賛成します。</p> <p>昨今のテレビ番組を見ていると、特定の国に対してのゴリ押しや、都合の悪い事項についての隠蔽、捏造などが頻繁に見られるようになってきていると思われます。これはひとえに、電波放送をほぼ同じ企業が独占して放送し続けている状態にあるのではないのでしょうか。</p> <p>私が生まれてから今まで、新聞のテレビ欄は同じ局で占められており、名称変更程度でほぼ全く変わりありません。この状況に安穩としているTV局は、他者や自国を貶めるような低俗な放送や、違和感を通り越して不信任や嫌悪感さえ抱くような他国(最近での韓国賛美はひどすぎます)賛美をしても、何も思わなくなっているのかと思ってしまう。なにしろ、我々は新聞のテレビ欄の局が変わるなんてこと、『起こるはずもない』とずっと信じ込まされてきているのですから。</p> <p>オークション制度が導入されれば、自局の立場を守るために他局とは違う人を引き付ける番組を作ろうと思うでしょうし、安易に局同士や政治家と馴れ合って情報の隠蔽や捏造を行うことも今よりは減るのではないかと期待します(本当はクロスオーナーシップも廃止すれば、新聞とTVの馴れ合いも無くなり、相互に監視する体制ができるのでしょうか)。</p> <p>そうでなければ、テレビなどという一方的にしか情報を流すことのできない媒体は、インターネットやネット放送にその座を奪われていくでしょう。</p> <p>はっきりいって、今のTVは国民全体のために活用されているとはいえないと思います。むしろ国民の害になっているとさえ思います。</p>
		その他		<p>「ユーチューブが韓国を遮断 K-POP宣伝ツールに使った報い」2011年09月12日10時05分(提供:サーテナ)</p> <p>国家ぐるみで自国K-POP推しをするためにYoutube再生回数を不正に上げたとして、Youtubeが韓国からのアクセスを遮断。韓国は「ブランド委員会」というものがあり、このようにYouTubeの再生数を伸ばす仕事の実在する。もちろん韓国側は表だって認めていない。木村太郎氏がこの件を発言したところ、干されてしまったことは記憶に新しいだろう。この発言により韓国の「ブランド委員会」からクレームが入り、圧力が掛かったと言われている。</p> <p>※該当番組であるフジテレビ系「Mr.サンデー」は木村太郎氏に事実無根であるとして謝罪させていた。実際は事実だったわけであり、一体フジテレビ系「Mr.サンデー」は何を事実無根として、誰に謝罪していたのだろうか？ 公共性があるというのであれば、Youtube及び木村氏のとった行動こそが「公共性のあるもの」であり、フジテレビの行ったことは「公共性がある」といえるのだろうか？</p>
114	個人			<p>税収が見込め、すぐに着手できるものとして、賛成です。</p> <p>しかし、オークション参加者は、日本国籍を有するものに限定し、帰化人については、外国勢力との関係の有無を厳密に審査する必要があると考えます。</p> <p>放送は一國の政治を左右する強い力を持ちますので、お金があれば誰でもOKになってしまうはいけません。オークション制には、唯一その点が気がかりです。</p>

115	個人		オークション制度については税収の面で非常にメリットがあると考えます。 税収を取る理由ですが、 ・インフラがある(地デジ化したから) ・他の先進国では既に運用している(運用に関しては参考に来る) おおよそ2兆円が見込めるこの制度は有効だと思います。 今はかつて無いほど日本は危機に瀕しています。 すでに先進国が実施しているため、けっして無茶な案ではありません。 むしろ今まで何故やってこなかったかというくらいです。 国民に増税、増税と声高に叫ぶ前に、やれることはやってほしいというのが本音です。
116	個人		周波数オークション制度は、今すぐ着手できる物であり、さらに大きな税収も見込めます。 あるおおよその試算で2兆円にもなると伺いました。 震災があり日本史上最大の国難の今、何故行わないのでしょうか？利権が絡んでいるからでしょうか？ 欧米と比較して日本の電波使用料は破格に安いと聞きます。 世界的にも先進国では既に運用している 周波数オークション制度の 税収の面だけで見てもおおきなメリットがあります。 いきなり増税と議論で時間を費やすよりも前に、 行わない手は無くないのでしょうか。 この制度の導入により、競争の促進により技術革新、国際競争力UPの強化につながることも期待され、 すなわち日本技術がより磨かれ、現在の経済に大きく寄与するはずで。 また電波利用料の用途が不明瞭だと伺いました。 そちらも是非厳正に対処していただきたく思います。 国民の財産を有効に活用するため、厳正にして公正な制度の導入に期待いたします。
117	個人		こちらの制度を導入した場合、 ・税収が増える というのは大変結構なこと存じます。 今、日本は大変な国難を乗り越えようとしている時です。 増税の議論の前に、税収を増やすのであれば是非やっていただきたいです。
118	個人		増税の話もでておりますが、周波数オークションの導入により、大きな財源となりうるのではないのでしょうか。そして最近フジテレビなどにおいて、韓国の文化のゴリ押しがみられて、一部の視聴者がテレビ離れを起 こしております。国民のための放送の質を上げるためにも、現行の制度を変更するのが望ましいかと思います。
119	個人		商用に要する周波数のオークションは賛成。 テレビ局は諸外国と比べて電波使用料が安すぎる。 使用料をとることは、国の収入のアップにつながる。

※ 意見提出の際に、指摘箇所を明記している場合に記載。